鴻巣市

データヘルス計画



平成30(2018)年3月

鴻巣市



contents

1	データヘルス計画の基本的事項	1
	1.1 背景	1
	1.2 データヘルス計画の位置づけ	2
	1.3 データヘルス計画策定にあたっての基本方針	3
	1.4 第3期特定健診・特定保健指導実施計画との関係	4
	1.5 計画期間	5
	1.6 実施体制	5
2	鴻巣市国民健康保険の現状	6
	2.1 鴻巣市の特性	6
	2.2 被保険者の特性	8
	2.3 現在実施している保健事業の振り返り	9
3	データ分析結果に基づく健康課題	19
	3.1 医療費データの分析	19
	3.2 医薬品データの分析	31
	3.3 健診データの分析	34
	3.4 介護保険データの分析	43
	3.5 課題・対策の方向性	46
4	データヘルス計画の基本的な考え方	47
5	平成29年度に実施する保健事業	49
	5.1 実施計画	49
	5.2 実施状況	50

6	平成	30~35年度に実施する保健事業	53
	6.1	特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策	53
	6.2	糖尿病性腎症重症化予防事業	58
	6.3	生活習慣病重症化予防(ハイリスクアプローチ)事業	60
	6.4	生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)事業	63
7	鴻巣	市第3期特定健康診査等実施計画	66
	7.1	鴻巣市第2期特定健康診査等実施計画の振り返り	66
	7.2	鴻巣市第3期特定健康診査等実施計画	68
	7.3	特定健康診査の実施方法	70
	7.4	特定保健指導の実施方法	72
	7.5	その他実施にあたっての留意事項	75
8	その	他円滑な事業実施のための事項	77
	8.1	特定健康診査・特定保健指導実施率の向上	77
	8.2	生活習慣病予防対策	77
9	デー	タヘルス計画の運用	78
	9.1	データヘルス計画の評価と運用	78
	9.2	計画の公表・周知	78
	9.3	個人情報の保護	78
	9.4	実施における留意事項	78
10)資料		79
	10.3		79

[※]本文中の年号表記について、平成 31 年以降についても、便宜上「平成」を使用しています

1 データヘルス計画の基本的事項

■ 1.1 背景

近年、特定健康診査(以下「特定健診」という。)の実施や診療報酬明細書等(以下「レセプト等」という。)の電子化の進展、国保データベース(KDB)システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んできています。

平成25年6月14日、「日本再興戦略」が閣議決定されました。この中で、医療保険者は、レセプト等のデータの分析や分析結果に基づき、加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を作成・公表、事業実施、評価等をする必要があるとの方針が示されました。

「日本再興戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」の閣議決定を踏まえ、平成26年3月31日に国保におけるデータヘルス計画の推進を目指し、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改正が行われました。保健事業に関する計画の策定や評価は従来の指針の中でも求められていましたが、この改正により国保保険者は、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業の実施計画(以下「データヘルス計画」という。)を策定し、実施及び評価を行うことが必要とされました。

これまでも、保険者等においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められていました。

こうした背景を踏まえ、鴻巣市においても、健康・医療情報を分析し、健康課題を明確にしたうえで保健事業の実施を図るために、鴻巣市データヘルス計画(以下「データヘルス計画」という。)を策定し、鴻巣市民の健康の保持増進及び医療費の適正化を目指します。

■ 1.2 データヘルス計画の位置づけ

データヘルス計画とは、健康及び医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ 効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画です。

計画の策定にあたっては、特定健康診査の結果、レセプトデータを活用し、データの分析を 行います。データヘルス計画に基づく事業の評価においても、データを活用して行うことから、 第2期特定健診実施計画と整合性を図り、策定します。

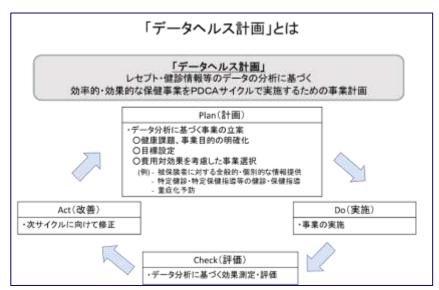


図 1-1 データヘルス計画とは(厚生労働省作成資料をもとに作成)

データヘルス計画は、鴻巣市民の健康づくりや疾病予防・重症化予防に資することから、「第6次鴻巣市総合振興計画(平成29年度~38年度)」、「第3次鴻巣市健康増進計画・第2次鴻巣市食育推進計画(平成30年度~平成34年度)」と連携し、整合を図ります。

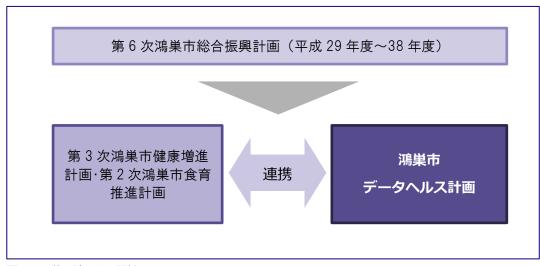


図 1-2 他の計画との関係

1.3 データヘルス計画策定にあたっての基本方針

データヘルス計画では、特定健診等の結果及び医療費の分析を行い、鴻巣市に即した保健事業を計画します。

以下の基本方針に基づき、「鴻巣市データヘルス計画」を策定します。

基本 方針

- 鴻巣市の特色、特徴がわかる保健事業を計画する。
- 特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、鴻巣市の 健康課題を明確にする。
- PDCA サイクルに基づいた効果的かつ効率的な保健事業を実施するための実施計画を策定する。
- 鴻巣市全体の健康課題の底上げを図るため、庁内関係部署が連携し、計画を策定する。



図 1-3 データヘルス計画策定にあたっての基本方針



■ 1.4 第3期特定健診・特定保健指導実施計画との関係

第3期特定健診・特定保健指導実施計画の計画期間が平成30~35年度の6年間であることから、 データヘルス計画は第3期特定健診・特定保健指導実施計画と整合性を図り、一体的に策定しま す。

平成29年9月「特定健康診査等実施計画作成の手引き(第3版)(案)」に示す特定健康診査等実施計画に具体的に記載すべき事項(全体構成)を「データヘルス計画」内に記載します。

特定健診・特定保健指導実施計画に記載すべき事項

特定健診・特定保健指導実施計画作成の手引き(第3版)(案)(平成29 年9月)より抜粋

特定健康診査等基本指針

第三特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

③実施計画に記載すべき事項

- 一 達成しようとする目標
- 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
- 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
- 四 個人情報の保護に関する事項
- 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
- 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
- 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

第3期特定健診・特定保健指導実施計画に記載すべき事項についてデータヘルス計画に記載された箇所を以下に示します。第3期特定健診・特定保健指導実施計画を単体で公表することができるよう、章を分けています。

表 1-1 第3期特定健康診査等実施計画に記載すべき事項のデータヘルス計画に記載されている箇所

第3期特定健診・特定保健指導実施計画に記載す べき事項	データヘルス計画の章立て(記載箇所)
ー 達成しようとする目標	7 第3期健康診査等実施計画(平成30~35 年度)
二 特定健康診査等の対象者数に関する事項	同上
三 特定健康診査等の実施方法に関する事項	同上
四 個人情報の保護に関する事項	8.3 個人情報の保護
五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に 関する事項	8.2 計画の公表・周知
六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し に関する事項	8.1 データヘルス計画の評価と見直し
七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保 するために保険者が必要と認める事項	8.4 実施における留意事項

1.5 計画期間

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)第4の5において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としていることから、計画期間については第3期特定健康診査等実施計画と整合性を図るため、平成35年度までとします。

■ 1.6 実施体制

■ 1.6.1 庁内関係部署の連携

データヘルス計画の推進においては、庁内関係部署の連携が不可欠であり、計画策定の 段階から、庁内関係部署が議論し、計画を策定していく必要があります。

国保部門である国保年金課、衛生部門である健康づくり課、介護部門である長寿いきがい課、鴻巣市民の健康づくりを推進するスポーツ健康課が連携しながらデータヘルス計画を推進していくため、「データヘルス計画及び第3期特定健診等策定検討委員会及び検討部会」を構成し、本計画を策定します。

また、本計画策定後、鴻巣市全体の健康課題の底上げを図るために国保年金課を中心に関係部署が引き続き連携し、データヘルス計画を推進します。

健康づくり課及びスポーツ健康課 住民全体の健康課題の底上げ

長寿いきがい課

高齢者、要介護・要支援者の健康づくり推進

国保年金課 データヘルス計画に基づく保健事業を推進

図 1-4 データヘルス計画の推進体制

■ 1.6.2 日本薬科大学との連携

鴻巣市では、平成29年4月27日、日本薬科大学との「連携協力に関する包括協定」を締結しました。

この協定は、市民生活における、医療と健康をはじめ、食と薬に対する理解を深めるとともに、子どもから高齢者まで、幅広い世代の健康増進に寄与できるよう、それぞれが持つ資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展を目指すことを目的としています。

日本薬科大学との連携のもと、データヘルス計画 を推進し、鴻巣市民の健康増進に取り組んでいきま す。



協定書締結後の記念写真

2 鴻巣市国民健康保険の現状

■ 2.1 鴻巣市の特性

■ 2.1.1 概況

鴻巣市は人口119,048人、48,817世帯(平成29年4月1日現在)です。埼玉県のほぼ中央部にあり、JR高崎線や国道17号が南北に縦断し、東京都心からさいたま市を経て上信越地方へと至る交通の動脈上に位置しています。

この地域は、豊かな田園地帯と中山道を軸に発展し、戦後はJR高崎線によって都心部まで 1時間以内で結ばれるという地理的条件に恵まれ、住宅地開発が進み、人口が急増した地域 です。

また、政令指定都市であるさいたま市と、熊谷・深谷との業務核都市の中間に位置することから、比較的両者の影響を受けやすい地域となっています。今後、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や上尾道路等の広域的な幹線道路の整備によって、交通の要衝としての機能を果たし、産業基盤の一層の充実が図られ、埼玉県の中軸となる自立した都市圏を形成していくことが期待されています。

▶ 産業構成率

表 2-1 鴻巣市、同規模1保険者、埼玉県、全国の産業構成率(産業別の就業者の割合)(平成22年度)

(単位:%)

	鴻巣市	同規模	埼玉県	国
第1次産業	3.3	3.9	1.8	4.2
第2次産業	25.5	27.9	25.3	25.2
第3次産業	71.2	68.2	72.9	70.6

【データ】KDBデータ

column

『鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略鴻巣市人口ビジョン(平成28年3月)』に示す鴻巣市の強み・弱み

強み・・・『安全安心分野』『福祉・社会保障分野』

- 独居高齢者割合(が低い)
- 単身世帯割合(が低い)
- 市域に占める住地面積割合(が多い)
- 人口千人当たり刑法犯 認知件数 犯罪率(が低い)
- 人口10万人当たり生活習慣病による死亡者数(が低い)

弱み・・・『経済基盤分野』『(日中の) にぎわい』『健康医療分野』

- 健康寿命(が短い)
- 1人当たり医療費(国民健康保険)(が高い)
- 他市区町村への通勤者比率(が大きい)

¹ 同規模保険者の定義・示す数値: 同規模保険者とは人口 10~15 万人の市(104 市)にて構成し、数値は平均値を示しています。(平成 28 年度)

■ 2.1.2 基本情報

鴻巣市の 特性

- 人口に占める割合の高い年齢階層は、男性では 65~69 歳、40~44 歳、45~49 歳、女性では 65~69 歳、40~44 歳、60~64 歳の順である。
- 高齢化率は 26.3%、健康寿命は男性 65.2 歳、女性 67.1 歳である。死亡率 (人口千人対) は 8.6%である。

▶ 人口構成

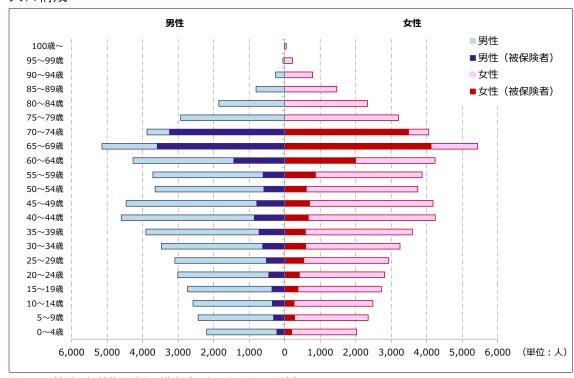


図 2-1 性別・年齢階層別人口構成(平成29年4月1日現在)

【データ】人口:鴻巣市統計情報、被保険者数:KDB²データより

▶ 高齢化率³、健康寿命⁴、死亡率⁵

表 2-2 高齢化率(平成27年度)、健康寿命(平成22年度)、死亡率(平成27年度)

		鴻巣市	同規模	埼玉県	国
高齢化率(%)		26.3	26.8	24.8	26.6
健康寿命(歳)	男性	65.2	65.3	65.5	65.2
)连承分印(成)	女性	67.1	66.9	66.9	66.8
死亡率(人口千人対	死亡率(人口千人対)(‰)		10.2	8.7	10.3

【データ】KDBデータ

² KDB:国保データベースシステム。医療費、健診などの情報を活用し、統計情報を提供するシステム

³ 高齢化率:(65歳以上の人口)/(全人口)

⁴ 健康寿命:健康寿命=(0 歳平均余命)-(65 歳での平均障害期間)で算出65 歳での平均障害期間=65 歳における平均余命-65 歳における健康余命 障害の定義:高齢者(65 歳以上)における要介護・要支援者

⁵ 死亡率(人口千人対):(死亡数)/(全人口)×1000

2.2 被保険者の特性

被保険者の 特性

- 男性、女性とも年々被保険者数は減少している。
- 男性、女性とも被保険者数の多い年齢階層は 65~69 歳、70~74 歳、60~64 歳であり、65~74 歳は全体の 47.9%である。
- 平均年齢は 54.5 歳(平成 28 年度)であり、年々上昇している。

■ 2.2.1 被保険者の推移

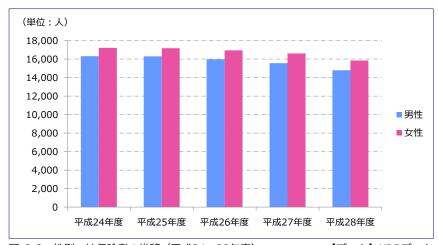


図 2-2 性別 被保険者の推移(平成24~28年度)

【データ】KDBデータ

■ 2.2.2 被保険者の構成

平成28年度の被保険者数6は30,444人(男性14,626人、女性15,818人)です。

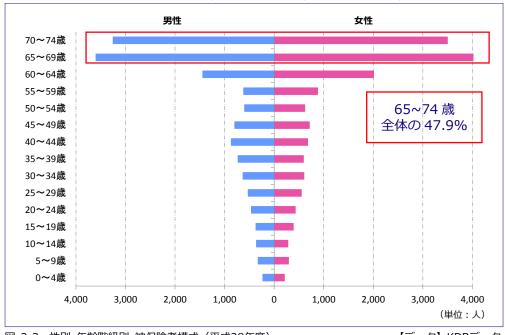


図 2-3 性別 年齢階級別 被保険者構成(平成28年度)

【データ】KDBデータ

8

⁶ 国保データベース(KDB)データを使用しているため、鴻巣市の公表値と異なります。

■ 2.2.3 平均年齢

平均年齢の推移を表 2-3に示します。

表 2-3 平均年齢の推移(平成24~28年度)

(単位:歳)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
平均年齢	51.9	52.5	53.2	53.8	54.5

【データ】KDBデータ

2.3 現在実施している保健事業の振り返り

国保年金課の振り返り

疾病の早期発見・早期治療を目的として、「特定健康診査」「特定保健指導」「糖 尿病性腎症重症化予防事業」などを実施した。

■ 2.3.1 事業の目的・対象者から見た保健事業

鴻巣市が平成28年度に実施した保健事業について、事業の目的及び対象者(対象年齢)の要件に基づき、表 2-4に整理しました。

表 2-4 事業の目的・対象者から見た平成28年度に実施した保健事業

			対象	年齢(於	裁)
所管部課署	平成28年度に実施した主な事業	8年度に実施した主な事業 目的		40 - 74	75 -
	特定健康診査 特定保健指導			0	
	糖尿病性腎症重症化予防事業	疾病の早期発 見•早期治療		0	
国保年金課	人間ドック助成事業 脳ドック助成事業		35-7	4 歳	
	後発医薬品の利用率向上対策	医療費の抑制	0	0	0
	健康診査(後期) 人間ドック助成事業(後期)	後期高齢者にお ける疾病の早期 発見・早期治療			0
スポーツ健康	健康ウォーキングポイント わくわく♪歩(ポ)イント	健康づくりの推進健康的な生活	小学生以上		Ė.
課	運動教室	習慣の実践	0	0	0
長寿いきがい課	<介護予防のためのメニュー> ■スーパー健康スタジオ ■お達者元気教室 ■脳いきいき教室(認知予防教室)	生活機能の維 持や向上		65- 74歳	0

			対象年齢(歳		表)
所管部課署	平成28年度に実施した主な事業 	目的	0 - 39	40 - 74	75 -
	30代健康診査	疾病の早期発 見・早期治療	30- 39歳		
	各種がん検診 ■胃がん、肺がん、大腸がん	大腸がん 		0	0
健康づくり課	婦人科検診・検査 ■子宮がん検診(※1) ■乳がん検診(※2)	見·早期治療	※1 20歳以上の女性 ※2 40歳以上の女性		
	健康教室 ■がん予防教室・女性のための健康教室 健康相談 ■いきいき健康相談	0	0	0	
			0	0	0
共通	市広報、公共施設へのポスター、市ホ ームページを利用した周知	_	0	0	0





■ 2.3.2 国保年金課にて実施した主な保健事業の振り返り

国保年金課にて実施した主な保健事業(特定健康診査受診(実施)率向上対策、糖尿病性腎症重症化予防事業)について、平成28年度の実施内容と実施結果を整理しました。

▶ 特定健康診査受診(実施)率向上対策

■ 目的

特定健康診査実施率は年々向上し、県内でも上位に位置していますが、目標としている実施率には達していない状況です。特定健康診査実施率の向上を目指し、生活習慣病罹患・ 重症化の予防や、特定健康診査の受診を促すことを目的としています。

■ 実施内容・結果

対象者、実施内容を類型化し、「強めの勧奨」「中程度の勧奨」「弱めの勧奨」のレベルに分け、実施しました。実施内容、実施結果を表 2-5に示します。

表 2-5 特定健康診査受診 (実施) 率向上対策の実施内容・実施結果 (平成28年度)

レベル	向上対策	対象・実施内容	実施結果
強めの勧奨	電話による勧奨	対象:前年度受診者で今年度未 受診の人(前年度結果で電話番号のある人) 埼玉県在宅保健活動者の会の保健師により、電話勧奨を実施	1,451件電話勧奨 実施 [内訳] 受電:965件 不在:467件 拒否:19件
中程度の勧奨	勧奨通知の発送	対象: ①他保険から国保加入した人 ②今年度未受診者で過去4年間 健診を1回でも受診した人 特定健康診査の受診勧奨ハガキを 発送	1,704件発送 [内訳] ①: 298件 ②:1,406件
下往及の卸失	受診促進	特定健診を受診する日において満40~満49歳かつ特定健診を初めて受診する人 特定健診を初めて受診した人に記念品を交付	1,451件電話勧奨 実施 [内訳] 受電:965件 不在:467件 拒否:19件 1,704件発送 [内訳] ①:298件
仏報誌、ボームペー 内各所にポスター掲示		健康づくり課配布の案内に受診案	度(5月・9月) 国保だより年1回発行(2月) 市イベントに参加し受診勧奨実施(随

▶ 糖尿病性腎症重症化予防事業

■ 目的

糖尿病性腎症重症化予防プログラム(以下「予防プログラム」という)に基づき、糖尿病のハイリスク者について、医療機関への受診勧奨を行うとともに、通院治療中の対象者にあっては通院先の医療機関の医師の指示に基づき保健指導を行うことにより、糖尿病性腎症の重症化予防を促進し、国民健康保険被保険者の健康維持、医療費の適正化を実現することを目的とします。

■ 実施内容・結果

糖尿病が重症化するリスクが高く、医療機関へ受診していない者、受診を中断している者を 医療に結び付けることを目的に「受診勧奨」を実施しました。

表 2-6 糖尿病性腎症重症化予防事業 (受診勧奨) の実施内容・実施結果 (平成28年度)

区分	実施内容	実施結果
受診勧奨	対象:下記参照 内容:	未受診勧奨該当者(実施者)90人、 受診中断該当者(実施者)18人に勧奨
	対象者を選定し、勧奨通知の発 送、専門職等による電話による勧 奨を実施	

※受診勧奨対象者の抽出条件

<抽出基準:未受診者>

- ◆平成27年2月以降平成28年1月までに、健診を受診し、検査値が以下に該当する方空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上またはHbA1c(NGSP)6.5%以上
- ◆上記のうち、平成27年2月診療分から平成28年1月診療分までのレセプトで、傷病名に「糖尿病及びその合併症」の記載があるレセプトがない方

<抽出基準:受診中断者>

- ◆平成27年2月診療分から平成27年7月診療分までのレセプトで、「糖尿病及びその合併症」の治療(投薬)をしていること。
- ◆上記のうち、平成27年8月診療分から平成28年1月診療分までのレセプトで、傷病名欄に「糖尿病及びその合併症」の記載がないこと。

〈再度の受診勧奨対象者の基準〉

◆受診勧奨通知書を送付した対象者のうち、以下に記載の「強めの受診勧奨対象者の 基準」に当てはまらない対象者

<強めの受診勧奨対象者の基準>

◆尿蛋白 2+以上あるいは eGFR30ml/分/1.73 ㎡未満の対象者

人工透析への移行を防止することを目的に、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して保健指導を実施しました。

表 2-7 糖尿病性腎症重症化予防事業(保健指導)の実施内容・実施結果(平成28年度)

区分	実施内容	実施結果
保健指導	対象: 埼玉県糖尿病性腎症重症化予 防プログラムの保健指導対象者抽 出基準に該当する者	平成28年度の結果 対象者295人のうち、69人が参加
休健指導	内容: 保健指導が必要な者に対して、かかりつけ医と連携し、委託業者が保健指導を実施	(参加率23.4%)

平成27年度に実施した予防プログラムに基づく「保健指導プログラム」の修了者に対して、 継続支援を実施しました。

表 2-8 糖尿病性腎症重症化予防事業(継続指導)の実施内容・実施結果(平成28年度)

区分	実施内容	実施結果
継続指導	対象: 平成27年度に実施した予防プログラムに基づく「保健指導プログラム」の修了者	平成28年度の結果 対象者33人のうち、14人が参加 (参加率42.4%)
	内容: 平成27年度に引き続き、継続支 援の実施	参加14人のうち13人修了

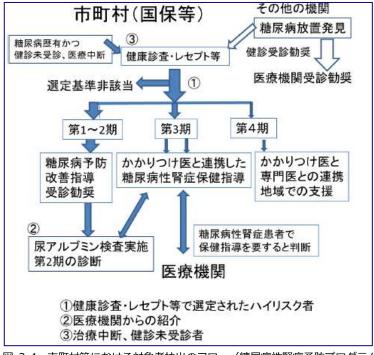


図 2-4 市町村等における対象者抽出のフロー (糖尿病性腎症予防プログラムより)



健康づくり課、スポーツ健康課、長寿いきがい課との連携

健康づくり課

健康づくり課では、疾病の早期発見・早期治療、自らの健康の振り返りを目的に、 30代健康診査やがん検診等を実施しています。また、生活習慣の改善を目的とした健 康教室等を開催しております。

男性料理教室

取組の概要

これから料理を始めてみたい50~70代の男性を対象に、料理教室を開催します。栄養について学び、食生活の振り返りや改善を促すことで、参加者の健康づくり(生活習慣病予防、低栄養予防等)に寄与します。

調理の基礎を学び、普段の生活の中で自炊しようとする参加者を支援します。

■ 広報誌、ホームページ、公共施設への ポスター掲示による広報で参加者を募 集しました。 バランスの取れた献立について学び、 調理実習を行いました。









鴻巣市健康まつり "めざせ 健康長寿の街 こうのす 食と運動と心のバランスを!"

■ 取組の概要

鴻巣市では市民の健康づくりを推進するため、市民一人ひとりに合った主体的な健康づくりに対する取り組みについて、様々な方面から支援をしていく必要があります。このことについては、平成25年3月に策定した「第2次鴻巣市健康増進計画」のなかでも明確に位置づけており、継続して計画を積極的に推進していくことが重要です。

市民の健康に対する意識の向上を図り、市民ぐるみの健康づくりに寄与することを目的として「健康まつり」を開催しています。

第2次鴻巣市健康増進計画の基本理念

▶ 市民一人ひとりがいきいきと健やかで充実した生活が送れる "健康こうのす"の実現

第2次鴻巣市健康増進計画の基本目標

- ▶ 市民一人ひとりがいきいきと健やかで充実した生活が送れる "健康こうのす"の実現健康長寿の延伸を図ります
- ▶ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ります
- ▶ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図ります

■ 健康まつりポスター



■ 健康まつりの様子





スポーツ健康課

スポーツ健康課では、健康づくりの推進、健康的な生活習慣の実践を目的に、健康 ウォーキングポイント事業(わくわく♪歩(ポ)イント)、運動教室を実施しています。

健康ウォーキングポイント事業(わくわく♪歩(ポ)イント)

■ 取組の概要

健康寿命の延伸と医療費の抑制に取り組むべく、「健康ウォーキング (わくわく♪歩(ボ)イント)」を実施しています。

この事業では、ICT機能付き歩数計を貸与し自主的に日常生活においてウォーキングを取り入れ、毎日の歩数に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じて市内の特産品等と交換します。また小学生から参加でき、ウォーキングを通じて親子、友人、世代間交流も図れ、イベントやフォローアップ教室を通じ、一緒に楽しみながら継続できます。さらに一部の参加者の身体測定、体力測定、血液検査、医療費分析を実施し、効果検証を行っています。

_{あるこう} **歩鴻マップ**

鴻巣市内を巡るウォーキングコースを6地域に設定し、各コースを紹介するウォーキングマップ『歩鴻マップ』を作成しました。ウォーキングはどこでも、だれでも、一人でも気軽にできる運動です。日常の中で意識して体を動かすことで健康の保持と増進が図れます。



イベントでは、みんなでゴールを目指して歩きます。



■ フォローアップ教室で、運動指導 や食事指導を行います。



平成27年度から実施している、歩数計を活用した「健康ウォーキング (わくわく♪歩(ボ)イント)」及び「健康長寿毎日1万歩 歩いて☆血液サラッとね!」のウォーキング事業に、約2500名の方が参加し健康寿命の延伸と医療費の抑制につながったことが高く評価され、健康長寿に係る優秀な取り組みに対する「平成29年度健康長寿優秀市町村表彰」を受賞しました。





屋外に設置した健康運動器具を使用した教室

市内の公園(合計8ヵ所)に設置した健康運動器具を使用し、健康で元気にいきいきと生活できるように、運動の習慣化を推進し、健康の保持及び増進を支援しています。また、地域の自主的な活動から健康づくりを広められるよう、運動を支援するボランティアの養成も行っています。

うんどう教室

4か所の公園(鴻巣宿鞠子公園、中央児童公園、すずかけ公園、大間公園)で4種類のうんどう遊具を使用して、原則毎月2回、各1時間程度の教室を実施しています。雨天時などは周辺の公民館や自治会館等で行います。

■ うんどう教室の様子



すこやか運動教室

4か所の公園(大栄2号公園、生出塚1号公園、吹上富士見公園、新宿第1公園)で6種類の健康運動器具を使用して、原則毎月1回、各1時間程度の教室を実施しています。雨天時などは周辺の自治会館等で行います。

■ すこやか運動教室の様子



■ 教室の募集ポスター





長寿いきがい課

長寿いきがい課では、要介護状態にならないよう、各種介護予防事業を実施しています。

のすっこ体操(いきいき百歳体操)

いきいき百歳体操は、県内272箇所、6,128人(平成28年12月時点)で自主的に 集まって行われている介護予防の体操で、その活動は年々増え続けており、県内では 53の市町村が取り組んでいます(平成28年8月現在)。

鴻巣市でも、「のすっこ体操」と名付けて取り入れ、実施を希望する地域のグループに対し、立上げ支援や体操に必要なおもりの貸出し、定期的な体力測定といったサポートをしています。

のすっこ体操(いきいき百歳体操)とは

- ▶ 誰でもできるように工夫された、準備体操、筋力運動、整理体操で構成されます。
- ▶ 体操のメインは、おもりを使った6種類の筋力運動で、バランスと柔軟件の要素をプラスしています。
- 理学療法士が開発したもので安全であり、体操の効果が検証されています。

日常生活で必要とされる動作、それらに必要な筋力をアップ

のすっこ体操は、身近な場所で、住民同士が、効果的な体操を週1回以上、3か月以上継続して行うことから、見守りや支え合いといった地域づくりの効果も期待されています。

■ のすっこ体操の様子



■ のすっこ体操に使用するおもり



■ のすっこ体操参加団体募集ポスター



3 データ分析結果に基づく健康課題

■ 3.1 医療費データの分析

■ 3.1.1 医療費全体の概況

医療費全体 の状況

- 総医療費、1 人当たり医療費、受診率(1,000 件当たりのレセプト件数)と もに、平成28 年度まで増加している。
- 総医療費は、平成 27 年度比は減少しているが、平成 24 年度と比較すると上昇しており、入院は平成 24 年度比約 8.1%、外来は平成 24 年度比約 10.2%上昇している。

▶ 総医療費

表 3-1 総医療費の推移(平成24~28年度)

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入院	3,013,997	3,129,460	3,170,700	3,278,873	3,257,565
外来 ⁷	5,449,173	5,762,669	5,887,415	6,121,616	6,005,707
歯科 ^{※1}	334,506	405,142	536,835	642,493	631,529

【データ】KDBデータ

表 3-2 【参考】電子レセプト請求普及状況(レセプト件数ベース) 厚生労働省「電子レセプト請求の電子化普及状況等(平成27年4月診療分)について」を基に作成

(単位:%)

	平成 24 年 4 月請求	平成 25 年 4 月請求	平成26年4月請求	平成27年4月請求
医科 (病院)	99.9	99.9	99.9	99.9
医科 (診療所)	93.0	94.4	95.9	97.9
歯科	46.4	55.7	69.5	96.0

^{※1} 歯科データの取り扱い:集計元である国保データベース(KDB)システムは電子レセプトのみを集計対象としている(以降同様)。歯科レセプトについては、電子レセプト請求普及状況(平成24年4月:46.4%→平成27年4月:96.0%)が影響していることから、参考として掲載する(以降同様)。

⁷ 外来には調剤医療費を含む

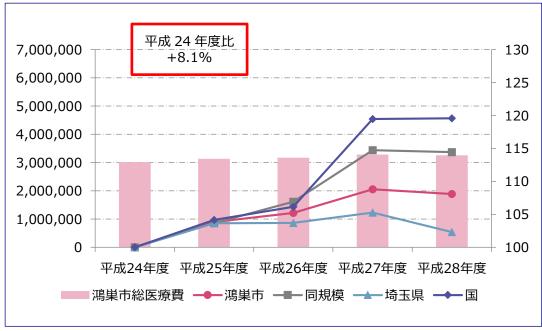


図 3-1 平成24年度を100とした場合の総医療費の推移(入院) (平成24~28年度) 【データ】KDBデータ

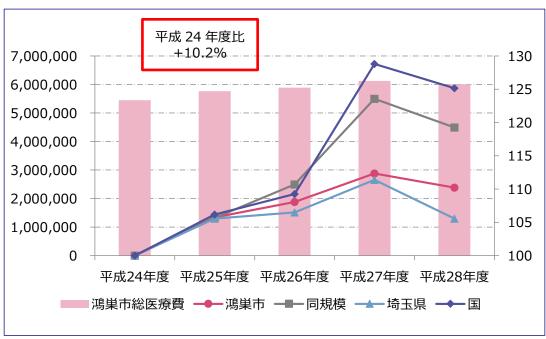


図 3-2 平成24年度を100とした場合の総医療費の推移(外来) (平成24~28年度) 【データ】KDBデータ

▶ 1人当たり医療費(月平均)

表 3-3 1人当たり医療費の推移(平成24~28年度)

(単位:円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入院	7,450	7,750	7,900	8,330	8,600
外来	13,470	14,280	14,670	15,550	15,860
歯科	830	1,000	1,340	1,630	1,670

【データ】KDBデータ

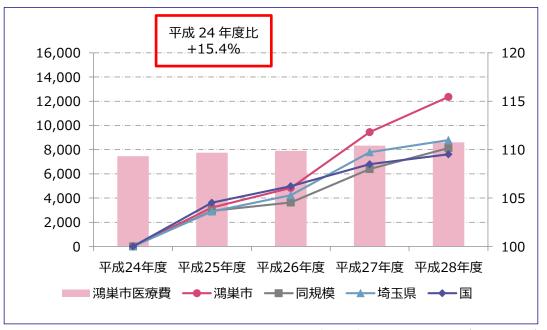


図 3-3 平成24年度を100とした場合の1人当たり医療費の推移(入院)(平成24~28年度) 【データ】KDBデータ



図 3-4 平成24年度を100とした場合の1人当たり医療費の推移(外来)(平成24~28年度) 【データ】KDBデータ

● 受診率(被保険者1,000人当たりのレセプト件数)(月平均) ※1,000人当たりのレセプト件数を「受診率⁸」と定義する。

表 3-4 受診率 (1,000人当たりのレセプト件数) の推移 (平成24~28年度)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入院	14.6	14.9	14.7	15.2	15.8
外来	676.7	691.8	703.8	720.4	728.7
歯科	68.8	83.4	111.2	135.2	138.3

【データ】KDBデータ

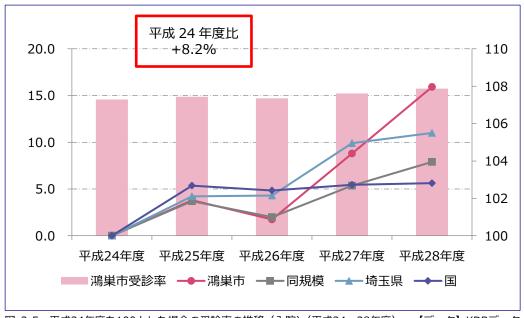


図 3-5 平成24年度を100とした場合の受診率の推移(入院)(平成24~28年度) 【データ】KDBデータ

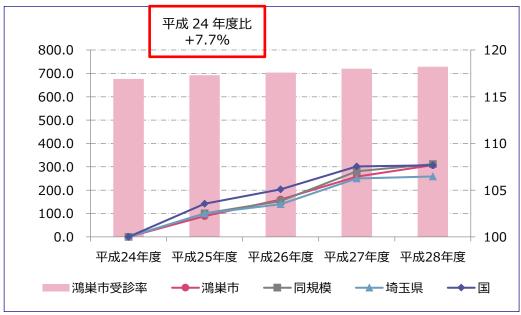


図 3-6 平成24年度を100とした場合の受診率の推移(外来)(平成24~28年度) 【データ】KDBデータ

22

⁸ 受診率:一定期間内に医療機関にかかった人の割合を表し、1 人当たりが一定期間に医療機関に何回かかったかを示す指標である。 KDB システムでは、被保険者 1,000 人当たりのレセプト件数を示す。

■ 3.1.2 疾病別医療費の状況

疾病別医療 費の状況

- 疾病中分類(121 分類)別に医療費を見ると、総医療費が高い疾病は「その他の悪性新生物」「高血圧性疾患」「糖尿病」の順である。
- 男性総医療費において 40~49 歳以降で「腎不全」「糖尿病」「高血圧性疾患」が上位に入っている。また、レセプト件数においては、50~59 歳以降「高血圧性疾患」「糖尿病」「その他内分泌、栄養及び代謝障害」の生活習慣病が上位を占めている。
- 女性では、総医療費において 60~69 歳以降で「高血圧性疾患」「糖尿病」が上位に入っている。また、レセプト件数においては、50~59 歳以降「高血圧性疾患」が上位を占めている。

▶ 全体(男性・女性)

表 3-5 疾病別医療費の状況 (平成28年度)

【データ】KDBデータ

項目			疾病中分類				
坝日		1 位	2 位	3 位			
総医療費	鴻巣市	その他の悪性新生物 (5.6%)	高血圧性疾患(5.2%)	糖尿病 (5.2%)			
	同規模	腎不全 (5.8%)	統合失調症、統合失調症型障 害及び妄想性障害 (5.3%)	糖尿病 (5.2%)			
	埼玉	腎不全 (6.7%)	糖尿病 (5.3%)	その他の悪性新生物 (4.7%)			
	国	腎不全 (5.6%)	糖尿病 (5.1%)	統合失調症、統合失調症型障 害及び妄想性障害 (4.8%)			
レセプト 1 件当たり	鴻巣市	頭蓋内損傷及び内臓の 損傷	くも膜下出血	脳内出血			
医療費	同規模	くも膜下出血	白血病	脳内出血			
	埼玉	くも膜下出血	白血病	脳内出血			
	国	重症急性呼吸器症候群(S ARS)	〈も膜下出血	白血病			
レセプト 件数	鴻巣市	高血圧性疾患	その他の眼及び付属器の 疾患	その他の内分泌、栄養及 び代謝障害			
	同規模	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代 謝障害	糖尿病			
	埼玉	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代 謝障害	糖尿病			
	国	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代 謝障害	糖尿病			

凡例:生活習慣病を朱字にて表記

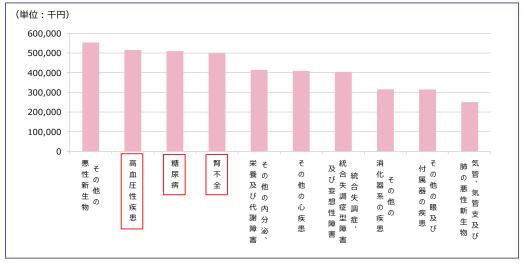


図 3-7 疾病中分類別総医療費(上位10疾病)(平成28年度)

【データ】KDBデータ



図 3-8 疾病中分類別レセプト1件当たり医療費(上位10疾病)



【データ】KDBデータ

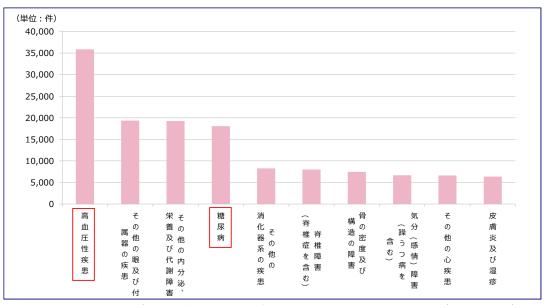


図 3-9 疾病中分類別レセプト件数(上位10疾病)(平成28年度)

【データ】KDBデータ

▶ 男性

表 3-6 男性・年齢階層疾病別医療費の状況(平成28年度)

【データ】KDBデータ

话口	年齢	疾病中分類						
項目	階層 (歳)	1 位	2 位	3 位				
総医療費	0-9	喘息	白血病	その他の急性上気道感染症				
	10-19	その他の血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構の障害	喘息	その他損傷及びその他外因の影響				
	20-29	気分(感情)障害(躁うつ病を 含む)	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	その他の精神及び行動の障害				
	30-39	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	気分(感情)障害(躁うつ病を 含む)	その他				
	40-49	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	気分(感情)障害(躁うつ病を 含む)	腎不全				
	50-59	腎不全	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	その他の心疾患				
	60-69	その他の悪性新生物	腎不全	糖尿病				
	70-74	その他の悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患				
レセプト 1	0-9	脳内出血※	白血病	真菌症				
件当たり 医療費	10-19	その他の血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構の障害	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	その他の消化器系の疾患				
	20-29	結核	胆石症及び胆のう炎	肺炎				
	30-39	その他の悪性新生物	脳梗塞	悪性リンパ腫				
	40-49	その他の脳血管疾患	肝及び肝内胆管の悪性新生物	白血病				
	50-59	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	腎不全	自律神経系の障害				
	60-69	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	血管性及び詳細不明の認知症	脳内出血				
	70-74	その他の血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構の障害	白血病	脳内出血				
レセプト	0-9	その他の急性上気道感染症	喘息	その他				
件数	10-19	アレルギー性鼻炎	その他の急性上気道感染症	その他損傷及びその他外因の影響				
	20-29	皮膚炎及び湿疹	その他の急性上気道感染症	アレルギー性鼻炎				
	30-39	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	気分(感情)障害(躁うつ病を 含む)	皮膚炎及び湿疹				
	40-49	気分(感情)障害(躁うつ病を 含む)	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	高血圧性疾患				
	50-59	高血圧性疾患	糖尿病	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害				
	60-69	高血圧性疾患	糖尿病	その他の眼及び付属器の疾患				
	70-74	高血圧性疾患	糖尿病	その他の眼及び付属器の疾患				

※レセプト1件当たり医療費(0-9歳):脳内出血は他の疾病を患っているため、生活習慣病除外

▶ 女性

表 3-7 女性・年齢階層疾病別医療費の状況(平成28年度)

【データ】KDBデータ

項目	年齢		疾病中分類			
坝口	階層 (歳)	1 位	2 位	3 位		
総医療費	0-9	その他の心疾患	喘息	その他		
	10-19	その他	てんかん	その他の呼吸器系の疾患		
	20-29	その他の消化器系の疾患	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	腎不全		
	30-39	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	乳房の悪性新生物		
	40-49	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	その他の心疾患		
	50-59	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	気分(感情)障害(躁うつ病を 含む)		
	60-69	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	糖尿病		
	70-74	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	その他の眼及び付属器の疾患		
レセプト 1 件当たり	0-9	その他の心疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	その他の先天奇形、変形及び染 色体異常		
医療費	10-19	てんかん	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	その他の消化器系の疾患		
	20-29	腎不全	その他の周産期に発生した病態	乳房の悪性新生物		
	30-39	気管、気管支及び肺の悪性新生 物	腎不全	関節症		
	40-49	肝硬変(アルコール性のものを除く)	脳内出血	脳梗塞		
	50-59	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候 群	悪性リンパ腫	結腸の悪性新生物		
	60-69	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候 群	くも膜下出血	その他の血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構の障害		
	70-74	その他の精神及び行動の障害	気管、気管支及び肺の悪性新生 物	貧血		
レセプト	0-9	喘息	その他	その他の急性上気道感染症		
件数	10-19	屈折及び調節の障害	アレルギー性鼻炎	その他の皮膚及び皮下組織の疾 患		
	20-29	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	その他		
	30-39	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	アレルギー性鼻炎		
	40-49	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	アレルギー性鼻炎		
	50-59	高血圧性疾患	その他の眼及び付属器の疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝 障害		
	60-69	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝障 害	その他の眼及び付属器の疾患		
	70-74	高血圧性疾患	その他の眼及び付属器の疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝 障害		



メンタルヘルス疾患の状況

年齢階層疾病別総医療費を見ると、男性20-29歳、30-39歳、40-49歳、女性30-39歳、40-49歳、50-59歳において、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が上位となっています。原因と考えられる長期入院者(6か月以上入院)の状況を以下に示します。

医療費データから見る

■長期入院者の疾病保有状況(6か月以上入院): 医療費ベース 長期入院者の上位は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「気分(感情)障害(躁うつ病を含む)」となっています。

表 3-8 長期入院者の疾病保有状況(6か月以上入院) (平成28年度) 【データ】KDBデータ

順位	主傷病
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
2	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)
3	てんかん
4	血管性及び詳細不明の認知症
5	その他の精神及び行動の障害
6	その他の神経系の疾患

健康づくり課で実施している「こころの健康施策」

鴻巣市では、精神疾患への予防対策として、「心のリフレッシュ講座」「精神保健家族教室」「こころの健康相談」等を実施しています。

事業	目的(内容)
心のリフレッシュ講座	メンタルヘルスに関する講座(ストレス コントロール、時間管理術)や実技(ヨ ガ)等の開催
精神保健家族教室	統合失調症やうつなどの患者の家族等を 対象に疾病の理解や対応等について学習
こころの健康相談	広報、ホームページ等にて周知を図り、 申込を受付。1人1時間程度を目安に、さ まざまな心の悩みの相談を実施
いのちの授業	自殺予防に関する啓発・周知を目的に、 小中学校に講師を派遣し、小中学生を対 象に開催
こころの体温計	自身や周りの方の心の健康状態を、携帯電話(スマートフォン)やパソコンからいつでも気軽にチェックできる「こころの体温計」を公開



■ 3.1.3 高額医療費の状況

高額医療費 の状況

- 高額医療受療者(レセプト 1 件が 50 万円以上)は、入院 1,215 人、外来 184 人である。
- 入院における総医療費順の主傷病は「その他悪性新生物」「その他の心疾患」 「虚血性心疾患」である。
- 外来における総医療費順の主傷病は「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「腎不全」「ウイルス肝炎」である。

高額医療受療者(レセプト1件が50万円以上⁹)は、入院1,215人、外来184人です。入院、外来別の状況(件数順、レセプト1件当たりの医療費)を表 3-9、表 3-10に示します。

▶ 高額医療受療者(レセプト1件が50万円以上)における総医療費順(入院)

表 3-9 高額医療受療者が患っている主傷病:総医療費順(入院)(平成28年度)

【データ】KDBデータ

総医療 費順	主傷病名	総医療費(円)	レセプト件数(件)	受診者数 (人)
1	その他の悪性新生物	259,987,280	228	157
2	その他の心疾患	177,557,930	112	85
3	虚血性心疾患	127,829,600	81	70
4	脳梗塞	89,416,020	95	44
5	その他の呼吸器系の疾患	86,510,820	97	62
6	骨折	85,005,390	80	64
7	腎不全	74,319,990	70	34
8	その他の呼吸器系の疾患	69,252,860	86	72
9	気管、気管支及び肺の悪性新生物	68,127,700	58	46
10	脳内出血	67,115,440	63	19

-

⁹ レセプト 1 件が 50 万円以上:平成 28 年度においてレセプト 1 件あたりの金額が 50 万円以上のレセプトを集計

▶ 高額医療受療者(レセプト1件が50万円以上)における総医療費順(外来)

表 3-10 高額医療受療者が患っている主傷病:総医療費順(外来) (平成28年度) 【データ】KDBデータ

総医療 費順	主傷病名	総医療費(円)	レセプト件数(件)	受診者数(人)
1	気管、気管支及び肺の悪性新生物	113,498,110	63	17
2	腎不全	56,430,000	101	23
3	ウイルス肝炎	55,041,690	40	18
4	その他の悪性新生物	49,359,060	70	34
5	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	44,985,760	29	4
6	乳房の悪性新生物	35,683,210	51	12
7	結腸の悪性新生物	29,097,440	44	9
8	その他の血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構の障害	15,485,830	22	5
9	貧血	15,300,450	12	2
10	胃の悪性新生物	13,045,620	23	3



医療費上位5%(高額医療受療者)の状況

医療機関を受診している人全体を100として、1%刻みの1人当たり医療費(月当た り)を示します。

鴻巣市では、上位5%に相当する人の1人当たり医療費(月平均)は281千円、下 位5%の1人当たり医療費(平均)は440円であり、その差は280千円です。上位5% の受診者が、鴻巣市医療費全体の約50%を占めています。

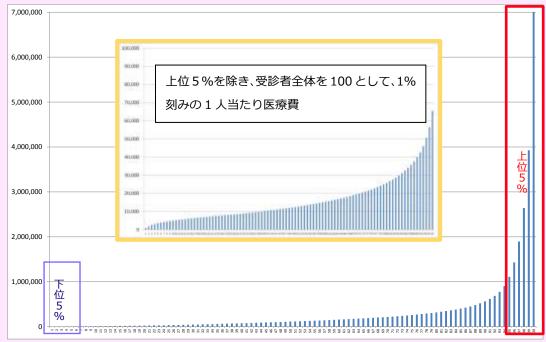


図 3-10 受診者全体を100として、1%刻みの1人当たり医療費(平成28年度)

【データ】 KDBデータ

上位5%の受診者の状況を見ると、入院128人(年間医療費約700万円)、外来 1,427人(年間医療費約160万円)です。

また、患っている基礎疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症)の保有 状況を見ると、高血圧症(入院68人、外来891人)、糖尿病(入院40人、外来668 人)、脂質異常症(入院35人、外来686人)、高尿酸血症(入院15人、外来243人) です。

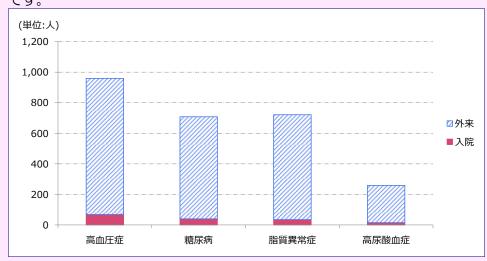


図 3-11 上位5%の受診者における基礎疾患の保有状況(平成28年度) 【データ】KDBデータ

3.2 医薬品データの分析

医薬品に 関する状 況

● 後発医薬品の数量シェア(利用率)は増加しており、平成 29 年 3 月時点で 73.2%です。

■ 3.2.1 後発医薬品の使用状況

▶ 利用状況

後発医薬品の利用状況を図 3-12に示します。

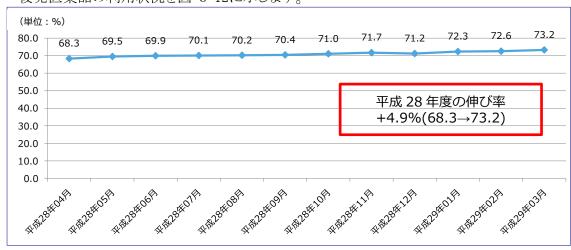


図 3-12 後発医薬品の利用率 (平成28年4月~平成29年3月) 【データ】国保総合システム「数量シェア集計データ」

▶ 後発医薬品の切替割合

後発医薬品の切替割合を図 3-13に示します。後発医薬品差額通知を平成28年3月に741 通、平成28年9月に629通(うち3月との重複378通)発送しています。



図 3-13 後発医薬品の切替割合(平成28年4月~平成29年3月)【データ】国保総合システム「数量シェア集計データ」

▶ 平成28年3月差額通知発送分の効果額(年齢階層別)

平成28年3月差額通知発送分における年齢階層別の切替人数を図 3-14に、効果額を図 3-15に示します。

切替人数は年齢階層が高くなるほど増加します。差額通知の効果額は年間で360万円となります。

(単位:人)

			審査年月											
	通知人数					平成28年						平成29年		合計
通知時年齢		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0~4才	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5~9才	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10~14才	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~19才	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20~24才	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25~29才	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30~34才	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	6
35~39才	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
40~44才	10	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
45~49才	6	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
50~54才	16	1	2	5	5	4	5	4	4	5	4	5	3	47
55~59才	42	5	6	8	7	9	8	9	10	11	9	10	5	97
60~64才	142	8	12	22	18	18	23	19	19	20	23	25	18	225
65~69才	332	19	38	53	53	67	53	64	55	63	62	70	54	651
70~74才	189	11	20	35	22	32	28	34	30	35	31	37	28	343
計	741	44	78	125	106	132	119	132	120	136	130	149	110	1,381

図 3-14 平成28年3月差額通知発送分の切替人数

【データ】国保総合システム「数量シェア集計データ」

(単位:円)

	審査年月												
	平成28年										合計		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保険者負担相当額	79,436	141,654	242,988	187,908	261,473	222,423	260,298	227,246	267,198	253,588	282,005	207,200	2,633,417
患者負担相当額	31,257	52,832	91,125	72,297	97,486	83,067	94,975	81,879	94,933	89,526	101,074	73,430	963,881
āt	110,693	194,486	334,113	260,205	358,959	305,490	355,273	309,125	362,131	343,114	383,079	280,630	3,597,298

図 3-15 平成28年3月差額通知発送分の効果額

【データ】国保総合システム「数量シェア集計データ」

■ 3.2.2 重複服薬者の状況

平成29年6月診療における同一月に3以上の医療機関より、同一薬効の薬剤の投与を受けている重複投与者は11人です。(埼玉県国保連合会提供データより)

▶ 平成30年度保険者努力支援制度(市町村分)の評価指標(重複服薬者に対する取組)

表 3-11 重複服薬者に対する取組(平成30年度保険者努力支援制度(市町村分)の評価指標)

達成基準

同一月に3以上の医療機関より、同一の薬効の薬剤の投与を受けている」場合といった重複投与者の抽出を行い、その者に対して何らかのアプローチをするなどの取組を実施しているか。



適正な医薬品の使用について

健康と医療について考えてみましょう。

鴻巣市の医療費データから、総医療費は国や埼玉県のデータと同様に推移していますが、1人当たりの医療費は入院・外来ともに増加し続け、入院の受診率も増加しています。疾病別医療費は高血圧性疾患・腎不全・糖尿病・脳内出血が上位を占めます。さらに医療費上位5%は高額医療受療者が占め、一人当たり入院年間医療費は約700万円、外来は約160万円です。高額医療費の第1位は入院・外来共に悪性新生物、第2位以下は心疾患、脳梗塞、呼吸器疾患、腎不全などが続きます。その方々の基礎疾患保有状況は高血圧症・糖尿病・脂質異常症・高尿酸血症となっています。 また介護保険データから、要介護認定率は40-49歳の年齢階層を除き埼玉県・国を下回っていますが、介護サービス給付費は、40-59歳と100歳以上を除き上回り、心臓病、脳疾患の有病者も上回っています。

つまり、基礎疾患で外来通院(薬物治療)が続き、加齢とともに血圧・脂質・血糖の重症化や悪性新生物が主傷病となり、高齢者は合併症を抱えながら終末を迎えています。

そこで、健康づくり課及びスポーツ健康課、長寿いきがい課、国民年金課の関連部署が 連携してデータヘルス計画を実施し、さらに日本薬科大学とも連携して幅広い世代の健康 増進に取り組んで参ります。

ここで、「医薬品の適正使用」と「薬物乱用」そして「健康寿命の延伸」についても考えてみましょう。

まず、医療用医薬品と一般用医薬品、さらに健康食品やサプリメントも含めて、患者ご自身や使用者ご自身の判断で用いたり、中止したり、用法・用量を変えたりすることは「薬物乱用」に当たることがあります。医療用医薬品の重複服用者は「薬物乱用」として規制の対象になる場合があります。「危険ドラッグ」の使用だけが「薬物乱用」ではありませんので、ご注意ください。また、現在は「一病息災」という言葉が国語辞典に掲載される時代です。持病のある方や、医療に足が向かない方々も含め、あらゆる年齢層の市民の皆様に向けた保健事業、特定健診・特定保健指導、データヘルス計画を推進しています。

さらに WHO、国の指導であるセルフメディケーションの推進、フレイル対策、ポリファーマシー対策も必須です。「平均寿命」と「健康寿命」の差を減らし、市民の皆様一人ひとりが、ご自分の身体を大切にして健康で過ごせるようご一緒に「適正な医薬品の使用」を進めて参りましょう。

日本薬科大学 臨床薬学教育センター 教授 久保田洋子

3.3 健診データの分析

■ 3.3.1 特定健康診査の実施状況

特定健康 診査の状況

- 特定健診実施率は、平成 28 年度 43.4%であり、平成 23 年度比 5.2 ポイント 増加している。(平成 28 年度における埼玉県市町村平均は 38.8%)
- 年齢階層別に見ると、70~74歳54.1%、65~69歳47.6%と高く、40~44歳15.8%、45~49歳20.5%と低い。
- 特定健診未受診者数は 65~69 歳 3,742 人、70~74 歳 2,980 人、60~64 歳 1,741 人の順である。

各関係機関、公共交通機関へのポスター掲示等の特定健診受診勧奨のほか、テレビ、ラジオCMを通じた広報を実施しています。

健康づくり課と連携し、特定健康診査受診券をがん検診等の受診券と時期をあわせて発送しています。また、平成29年度はKDBデータ等を活用し、電話による勧奨、ハガキによる勧奨などを実施しています。

▶ 特定健康診查実施率(経年)

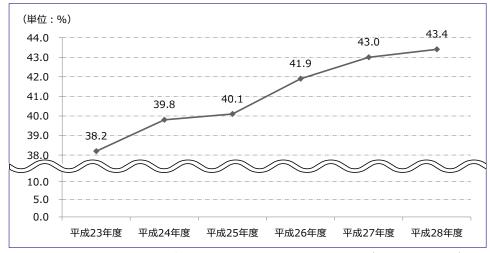


図 3-16 特定健診実施率の推移(平成23~28年度)

【データ】法定報告データ

▶ 特定健康診査実施率(年齢階層別)

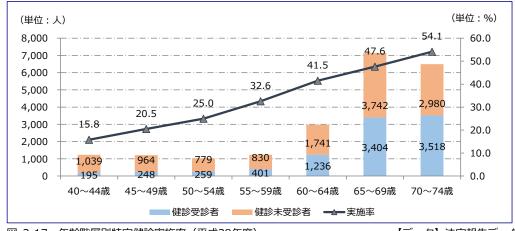


図 3-17 年齢階層別特定健診実施率(平成28年度)

【データ】法定報告データ

▶ 特定健康診査実施率向上策(平成25~29年度)

	がん含む		内容	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1		電話勧奨	前年度受診者等への電話勧奨				0	0
2		通知による勧奨	受診勧奨ハガキの発送	0	0	0	0	0
3	0		職員の受診勧奨用ベスト、名札の着用					0
4	0		広報	0	0	0	0	0
5				0				
6	0		国保だより	0	0	0	0	0
7	0		ホームページ	0	0	0	0	0
8							0	0
9		広報・メディア	JAぼくさい 広報誌掲載				0	0
10	0		シルバー人材センター広報誌掲載			0	0	0
11	0		公用車に周知マグネットを貼付			0	0	0
12	0		市役所、支所コミュニティビジョン			0	0	0
13			共同事業(テレビ、ラジオCM)			0	0	0
14	0						0	0
15			小・中学生に夏休みの自由課題で受診勧奨ポスター募集					0
16	0		勧奨用リーフレット作成				0	0
17	0		ポスター掲示(市内公共機関)	0	0	0	0	0
18	0		ポスター掲示(病院) リーフレット配布	0	0	0	0	0
19	0		ポスター掲示(駅)	0	0	0	0	0
20	0		ポスター掲示(循環バス)	0	0	0	0	0
21	0		ポスター掲示(鴻巣商工会) リーフレット配布		0	0	0	0
22	0	ポスター・リーフレット	ポスター掲示(鴻巣奉仕会) リーフレット配布				0	0
23	0	配布等					0	0
24	0		ボスター掲示(銀行、郵便局等) リーフレット配布 ポスター掲示(スーパー等) リーフレット配布				0	0
25	0		パスター物が(スーハー寺)				0	0
26			市内スーパーにて受診勧奨 健診案内配布				U	0
								_
27	0		国保被保険者証の発送時(年度更新)に受診勧奨リーフレット同封する		_	_	0	0
	0		国保年金課の窓口に来所した人に受診勧奨		0	0	0	0
29	0		民生委員・児童委員協議会連合会全員協議会にて受診勧奨				0	0
30			スポーツ健康課の教室・リーフレット配布				0	
31			埼玉県年金協会大宮支部 鴻巣分会(厚友会)の方にリーフレット配布			0		
32			のすっこ体操グループに受診勧奨				0	0
33	0		シルバー人材センター総会にて受診勧奨				0	0
34			包括支援センター打合せ 市民に受診勧奨依頼				0	
35			かさはらいきいきスポーツクラブにて受診勧奨			0	_	
36			食生活改善推進委員勉強会にて受診勧奨			0	0	
37	0	関係部署・関連団体と の連携	ラジオ体操会にてひなちゃん(けんこう大使)による受診勧奨				0	0
38	0	V/庄1万	市民体育祭にてひなちゃん(けんこう大使)による受診勧奨				0	0
39			市内銀行・郵便局での受診勧奨					0
40			町内会への説明(受診率等)					0
41			消防団に受診勧奨		_	_	_	0
42	0		医療費通知などに健診の周知について掲載	0	0	0	0	0
43	0		全戸配布する健康づくりメニューに特定健診の受診案内		0	0	0	0
44			特定健診PR用のウェットティッシュを通年で課の窓口で配布	0	0	0	0	0
45			高額療養費についてのお知らせ用のハガキ			0	0	0
46	0		受診券の封筒にがん検診も受診勧奨				0	0
47	0		がん受診券同日発送同日受診可能	0	0	0	0	0
48			人間ドックのみなし健診	0	0	0	0	0
49		実施内容等の工夫	他の健診受診者への結果情報提供呼びかけ					0
50			40歳代で初めて受診をした方へ記念品贈呈		0	0	0	0
51	0		かかりつけ医からの勧め依頼		0	0	0	0

□ 3.3.2 特定保健指導の実施状況

特定保健指 導の状況

- 特定保健指導実施率は、平成 28 年度 16.4%であり、平成 23 年度比 13.2 ポイント減少している。(平成 28 年度における埼玉県市町村平均は 18.4%)
- 動機付け支援実施率は、平成 28 年度 17.8%であり、平成 23 年度比 15.3 ポイント減少している。
- 積極的支援実施率は、平成 28 年度 9.8%であり、平成 23 年度比 5.0 ポイント減少している。

特定保健指導未利用者対策として、特定健診の周知のほか、平成28年度より、電話による勧奨を実施しています。

▶ 特定保健指導実施率(経年)



図 3-18 特定保健指導実施率の推移(平成23~28年度) ※平成28年度に電話による勧奨実施。

【データ】法定報告データ

▶ 特定保健指導実施率(年齢階層別)

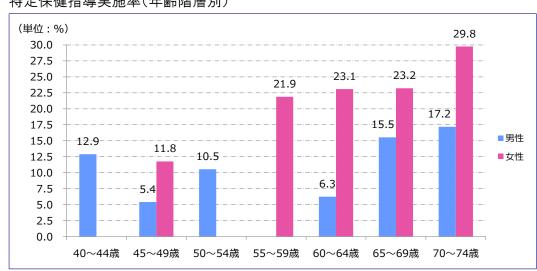


図 3-19 年齢階層別の特定保健指導実施率(平成28年度)

【データ】法定報告データ

■ 3.3.3 保健指導対象者の状況

保健指導対 象者の状況

- 特定保健指導対象者の割合は、平成 28 年度 9.8%であり、平成 23 年度比 1.5 ポイント減少している。
- 動機付け支援対象率は、平成28年度8.0%であり、平成24年度比1.1ポイント減少している。
- 積極的支援対象率は、平成 28 年度 1.8%であり、平成 24 年度比 0.4 ポイント 減少している。

► 保健指導対象者の割合(経年)

特定保健指導対象者の推移を図 3-20に示します。



図 3-20 特定保健指導対象者の割合の推移(平成24~28年度)

【データ】法定報告データ

► 保健指導対象者の割合(年齢階層別)

年齢階層別の特定保健指導対象者の状況を図 3-21に示します。



図 3-21 年齢階級別特定保健指導対象者の割合(平成28年度)

【データ】法定報告データ

3.3.4 内臓脂肪症候群該当者・予備群の状況

内臓脂肪症 候群該当 者・予備群

者の状況

- 内臓脂肪症候群該当者・予備群の割合は、平成 28 年度 27.2%であり、平成 23 年度比 1.1 ポイント増加している。
- 年齢階層別の内臓脂肪症候群該当者・予備群の割合は、50~54歳28.5%、70~74歳28.4%、60~64歳27.2%の順に高い。

▶ 内臓脂肪症候群該当者・予備群の割合(経年)



図 3-22 内臓脂肪症候群該当者・予備群の割合(平成23~28年度)

【データ】法定報告データ

▶ 内臓脂肪症候群該当者·予備群の割合(年齢階層別)



図 3-23 年齢階級別内臓脂肪症候群該当者・予備群の割合 (平成28年度) 【データ】法定報告データ

■ 3.3.5 特定健診結果の状況

特定健診結 果の状況

- 男性で有所見者の割合が高い検査項目は、腹囲、収縮期血圧、HbA1c、LDL-C。
- 女性で有所見者の割合が高い検査項目は、収縮期血圧、HbA1c、LDL-C。
- LDL-C を除いた検査項目では男性の有所見者の割合が女性より高い。

▶ 健診有所見者の状況(男性·女性)

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」に記す健診検査項目の保健指導判定値に基づき、有所見者の状況¹⁰を図 3-24に示します。

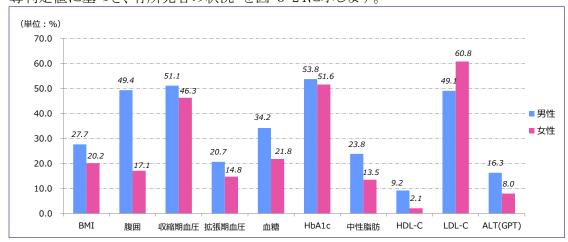


図 3-24 有所見者の状況 (平成28年度速報値11)

【データ】KDBデータ

■ 健診検査項目の保健指導判定値

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」の健診検査項目の保健指導判定値を表 3-12に示します。肥満リスクを示すBMI、腹囲については、保健指導対象者の選定のための階層化の基準を示します。

表 3-12 健診検査項目の保健指導判定値

		単位	保健指導判定値
	ВМІ		25以上
肥満リスク	腹囲	cm	男性85以上 女性90以上
血圧リスク	収縮期血圧	mmHg	130以上
皿圧り入り	拡張期血圧	mmHg	85以上
血糖リスク	空腹時血糖	mg/dl	100以上
皿福ラヘラ	HbA1c	%	5.6以上
	中性脂肪	mg/dl	150以上
脂質リスク	HDL-C	mg/dl	40未満
	LDL-C	mg/dl	120以上
肝機能リスク	ALT(GPT)	U/L	31以上

¹⁰有所見者の状況(割合)=(各健診検査項目の有所見者の人数)÷(特定健診受診者の人数)

¹¹平成28年度速報値は、平成29年5月時点の KDB データを使用して集計

▶ 特定健診結果有所見者の状況(年齢調整後)

男女別に国の被保険者構成に合わせて年齢調整を実施し、年齢調整後の特定健診結果 有所見者の状況を図 3-25、図 3-26に示します。

一般に年齢が高くなるほど健診等結果の有所見率は高くなります。年齢調整をしない値で 比較すると、有所見率が高い理由として、一般的に年齢層によるものと考えることができ、各検 査項目の状態に違いがあるか判断できません。そこで、年齢構成が同一であったとして期待さ れる有所見率を算出して比較するのが年齢調整です。

埼玉県の年齢構成にあわせ、鴻巣市、国の有所見者の割合を調整し、鴻巣市、埼玉県、国 を比較したものです。また、数値は埼玉県を100として鴻巣市及び国の数値を算出した数値を 示し、鴻巣市が100より大きいと、鴻巣市は埼玉県より高くなり、鴻巣市が100より小さいと、鴻巣 市は埼玉県より低いことを示します。

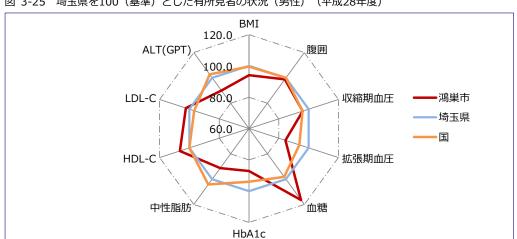


図 3-25 埼玉県を100 (基準) とした有所見者の状況 (男性) (平成28年度)

【データ】KDBデータ

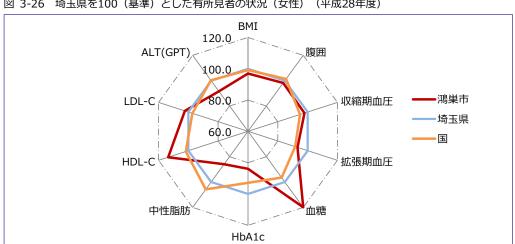


図 3-26 埼玉県を100 (基準) とした有所見者の状況(女性) (平成28年度)

【データ】KDBデータ

▶ 腹囲等リスク有無別の健診項目ごとのリスク保有状況

腹囲とリスクの有無別の血圧、脂質、血糖及び喫煙の各リスクの保有状況を図 3-27に示します。腹囲等リスクの有無に関わらず、血圧リスクの保有者が多く、腹囲等リスク保有者718人、腹囲等リスク未保有者1,444人です。

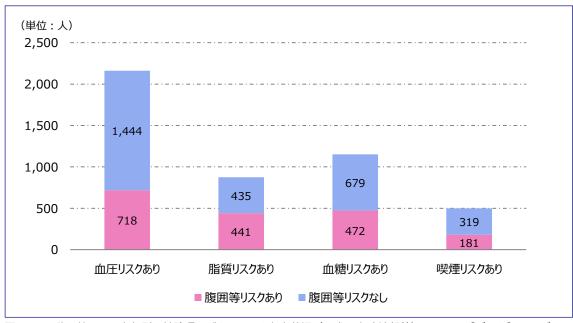


図 3-27 腹囲等リスク有無別の健診項目ごとのリスク保有状況(平成28年度速報値)

【データ】KDBデータ

■ 3.3.6 生活習慣の状況

▶ 飲酒の状況

男女別の飲酒の状況を埼玉県及び国と比較した結果を図 3-28に示します。男性は毎日飲酒の割合が埼玉県を1.1ポイント、国を0.4ポイント上回り、女性は毎日飲酒の割合が埼玉県を1.9ポイント、国を1.2ポイント下回っています。



図 3-28 男女別飲酒の状況の比較(平成28年度速報)

【データ】KDBデータ

▶ 喫煙の状況

男女別の喫煙の状況を埼玉県及び国と比較した結果を図 3-29に示します。喫煙率は、男性はすべての年齢階層で埼玉県と国を下回り、女性は45~49歳の年齢階層で国を上回っているのを除いて、埼玉県と国を下回っています。

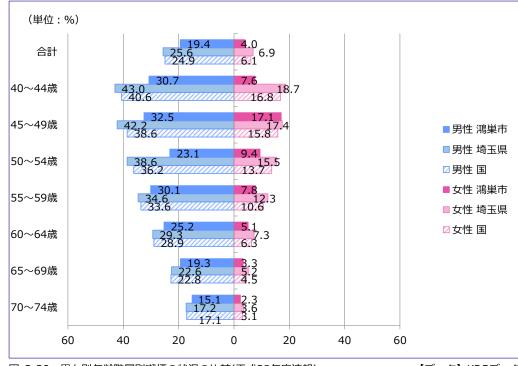


図 3-29 男女別年齢階層別喫煙の状況の比較(平成28年度速報)

【データ】KDBデータ

3.4 介護保険データの分析

介護保険の 状況

- 要介護認定率の状況を埼玉県、国と比較すると、40~49歳は高く、50歳以降は低い。
- 介護サービス給付費の状況を同様に比較すると、40~49歳と60歳以降の給付費が高い。
- 要介護認定者の有病状況は、心臓病、高血圧症、筋・骨格の順に有病者の割合が高い。

埼玉県を100とし、国及び鴻巣市と比較した結果を以下に示します。鴻巣市が100より大きいと、鴻巣市は埼玉県より高くなり、鴻巣市の値が100より小さいと、鴻巣市は埼玉県より低くなります。

▶ 要介護認定率の状況

40~49歳の年齢階層を除き、要介護認定率は埼玉県を下回っています。

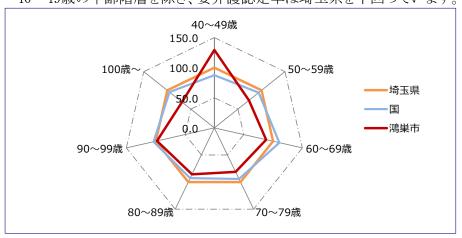


図 3-30 要介護認定率の状況 (平成28年度)

【データ】KDBデータ

▶ 介護サービス給付費の状況

介護サービス給付費は50~59歳と100歳以上の年齢階層を除き、埼玉県を上回っています。

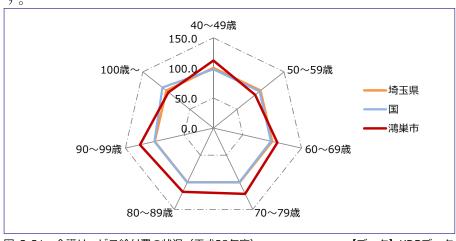


図 3-31 介護サービス給付費の状況(平成28年度)

【データ】KDBデータ

疾病別の要介護認定者の有病状況を図 3-32に示します。

心臓病と脳疾患の有病状況について、埼玉県を100とし、国及び鴻巣市と比較した結果を図 3-32、図 3-33に示します。鴻巣市が100より大きいと、鴻巣市は埼玉県より高くなり、鴻巣市の値が100より小さいと、鴻巣市は埼玉県より低くなります。

▶ 要介護認定者の有病状況

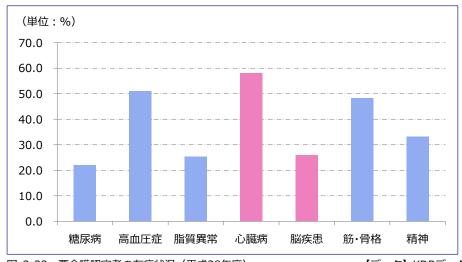


図 3-32 要介護認定者の有病状況(平成28年度)

【データ】KDBデータ

▶ 要介護認定者の有病状況(心臓病)

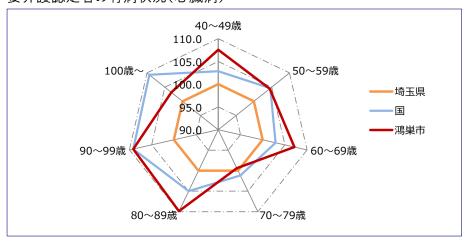


図 3-33 要介護認定者の有病状況(心臓病) (平成28年度)

【データ】KDBデータ

▶ 要介護認定者の有病状況(脳疾患)

40~49歳の年齢階層を除いて、脳疾患の有病率は鴻巣市が埼玉県を上回っている。

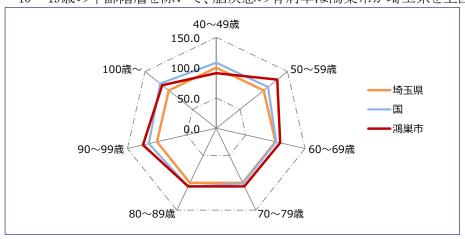


図 3-34 要介護認定者の有病状況(脳疾患)(平成28年度)

【データ】KDBデータ



認知症疾患の状況

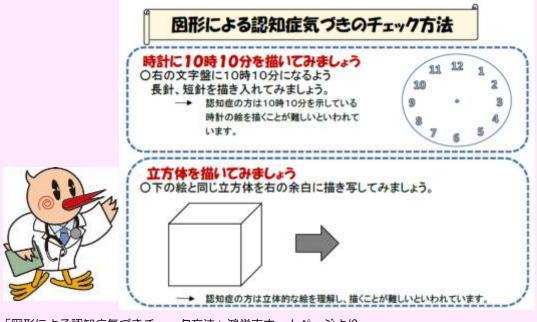
医療費データから見る

■男女別 年齢階級別の医療費の状況(平成28年度) 認知症の疾患を患っている国保被保険者(40~74歳)の状況を見ると、入院のレセプト件数60件、レセプト1件当たりの医療費は379千円です。外来のレセプト件数は22件、1件当たりの医療費は20千円です。

長寿いきがい課で実施している認知症への取組み

鴻巣市では、認知症への予防対策として、「こうのすオレンジダイヤル」「オレンジカフェこうのす」等を実施しています。

事業		目的(内容)
こうのマイヤル	すオレンジダ	認知症に関する相談全般に対し、鴻巣市から委託を受けた「認知症 地域支援推進員」が対応 〈平成29年度〉 とき 毎週月曜日、水曜日(年末年始、祝祭日を除く) 受付時間 午前9時から午後4時 対象 市内在住の方 問合せ 市認知症地域支援推進員(地域包括支援センターこうのと り内)
オレンジ	ジカフェこう	認知症の方やご家族、地域の方や医療・介護の専門職、ボランティアなど、どなたでも気軽に参加できる集いの場を提供



「図形による認知症気づきチェック方法」鴻巣市ホームページより

3.5 課題・対策の方向性

被保険者の特性、医療費、健診等結果、介護データから見た健康課題に対する対策の方向性、実施する保健事業を表 3-13に示します。

表 3-13 被保険者の特性、医療費、健診等結果、介護データから見えた健康課題に対する対策の方向性

分析の視点	3-13 板床映有の存住、医療員、健診寺和来、	参照図表	対策の方向性	実施する保健事業
被保険者の特性から見えたこと	■ 男性、女性とも被保険者数は減少している。 ■ 平均年齢は54.5歳(平成28年度)であり、平成24年度より年々上昇している。	図 2-3 表 2-3	医療費の適正化	
	■ 総医療費、1人当たり医療費、受 診率(1000件当たりのレセプト件 数)ともに、平成24年度より増加し ている。	表 3-1 表 3-3 表 3-4		
	■ 総医療費が高い疾病は「その他の悪性新生物」「高血圧性疾患」「糖尿病」の順である。 ■ レセプト1件当たり医療費が高い疾病は「頭蓋内損傷及び内臓の損	表 3-5	生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)を目的とした「高血圧症」「糖尿病」対策	6.4生活習慣病発 症予防(ポピュレ ーションアプロー チ)事業
医療費から見えたこと	傷」「〈も膜下出血」「脳内出血」の順である。 ■ レセプト件数の多い疾病は「高血圧性疾患」である。		生活習慣病重症化 予防 (ハイリスクアプロ ーチ) を目的とした 「腎不全」対策	6.2糖尿病性腎症 重症化予防事業
	■ 高額医療受療者(レセプト1件が50万円以上)は、入院1,215人、外来184人である。 ■ 高額医療受療者の入院における主傷病は「その他の悪性新生物」「その他の心疾患」「虚血性心疾患」の順である。	表 3-9	生活習慣病重症化 予防(ハイリスクアプロ ーチ)を目的とした対 策	6.3生活習慣病重 症化予防(ハイリ スクアプローチ) 事業
	■ 特定健診実施率は、70~74歳、 65~69歳が高く、40~44歳、45 ~49歳が低い。	図 3-16 図 3-17	40代への特定健診事業の周知(案内の送付等中程度の勧奨)	6.1特定健診受診 勧奨を目的とした 未受診者対策
健診等結果	■ 特定健診未受診者数は 65~69 歳、70~74 歳、60~64 歳が多 い。	⊠ 3-17	60歳以降を対象にした特定健診受診勧奨 (電話勧奨等強めの 勧奨)	6.1特定健診受診 勧奨を目的とした 未受診者対策
から見えたこと	■ 内臓脂肪症候群該当者・予備群者の割合は、50~54歳、70~74歳、60~64歳、の順に高い。	図 3-23	60歳以降を対象にしたメタボ対策	6.4生活習慣病発 症予防(ポピュレー ションアプローチ)事 業
	■ 男性女性とも血糖、HDL-C、LDL-C、の有所見者の割合が埼玉県、国より高い。収縮期血圧の有所見者の割合が高い。	図 3-24 図 3-25 図 3-26	生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)を目的とした「高血圧」「高血糖」対策	6.4生活習慣病発 症予防(ポピュレー ションアプローチ)事 業
介護データか ら見えたこと	■ 要介護認定者の有病状況は、心臓病、高血圧症、筋・骨格の順に有病者の割合が高い。	図 3-32	生活習慣病重症化 予防(ハイリスクアプロ ーチ)を目的とした対 策	6.3生活習慣病重 症化予防(ハイリ スクアプローチ) 事業

4 データヘルス計画の基本的な考え方

健康課題に基づく対策の実施に向け、データヘルス計画は今まで重点的に実施してきた保健事業を踏襲し、鴻巣市の健康課題に即した保健事業を効果的・効率的に実施します。

医療費、特定健診結果等健康リスクから明らかとなった健康課題を解決するため、データへルス計画は、「被保険者の更なる健康保持増進」「保険者としての医療費適正化」を目指し、「特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策」「生活習慣病重症化予防(ハイリスクアプローチ)を目的とした対策」「生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)を目的とした対策」を重点事業として実施します。

データヘルス計画(平成29~35年度)の基本的な考え方

特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策

生活習慣病重症化予防 (ハイリスクアプローチ) を目的とした対策

生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)を目的と した対策

- 被保険者の更なる健康保持増進
- 保険者としての医療費 適正化

鴻巣市が重点的に取り組む保健事業(平成29~35年度)の目的、目標、対策の方向性を表 4-1に示します。

表 4-1 健康課題を解決するために取り組むべき重点に実施する保健事業(平成29~35年度)

実施する保健事業	目的	目標	対策の方向性
(1) 特定健診受診勧奨を 目的とした未受診者対 策	継続 特定健診を受診し、被保 険者が自身の健康状態を 認識し、自らの生活習慣 改善に取り組む。	特定健診実施率の 向上	40歳代に対する特定健 診の啓発 60歳代に対する健診受 診のための啓発
	<mark>継続</mark> 糖尿病性腎症で通院する 患者のうち、重症化するリ	病期Ⅲ期(顕性腎 症期)、Ⅳ期(腎不 全期)対象者に対す る適切な保健指導の 実施	糖尿病性腎症重症化 予防事業にて医療機関 (かかりつけ医)と連携 し、保健指導を実施
(2) 生活習慣病重症化予 防 (ハイリスクアプロー チ) を目的とした対策	スクのあるハイリスク者に対し、保健指導を行い、人工 透析への移行を防止する。	特定健診結果有所 見者の早期の医療機 関への受診	糖尿病性腎症重症化 予防事業にて医療機関 への未受診者及び受診 中断者に対し、勧奨実 施
	新規(平成30年度~) 健診結果において高血圧 有所見者のうち、リスクのあ る者に対し、保健指導を行 い、生活習慣病重症化の 予防を行う。	高血圧有所見者に 対し、医療機関への 受診勧奨を実施 必要に応じ、保健指 導をあわせて実施	健康づくり課と連携し、 対象者に対し、受診勧 奨及び保健指導を実施
(3) 生活習慣病発症予防 (ポピュレーションアプロ ーチ)を目的とした対 策	新規(平成29年度~) 「高血圧性疾患」についての知識の普及啓発を行う。 「糖尿病」の早期発見、特定健診の受診勧奨及び生活習慣病の発症予防を行う。	高血圧及び糖尿病に 関する普及啓発	健康づくり課等関係課と 連携し、各課の事業実 施の際に高血圧及び糖 尿病に関する普及啓発 の実施(ポスター貼付、 リーフレット配布等)

5 平成29年度に実施する保健事業

■ **5.1** 実施計画

平成29年度に取り組みを実施する保健事業(主要)の実施内容、目標(評価指標)(平成29年度)を以下に示します。

実施する保健	事業	対象	実施内容	目標(評価指標) (平成29年度)
(1)特定 奨を目的とした 策 特定健診未予	- ,	40~74 歳の被 保険者	受診勧奨重点対象者に 対し、適切な受診勧奨を 実施し、受診率の向上を 図ります。(表 5-1)	【アウトプット】 電話、ハガキによる勧奨 実施 100% 【アウトカム】 特定健診実施率の向上
化予防(ハイチ)を目的とし	(2)生活習慣病重症 化予防(ハイリスクアプローチ)を目的とした対策 糖尿病性腎症重症化予 防事業		医療機関への受診勧奨を 行うとともに、通院治療中 の対象者にあっては通院 先の医療機関の医師の指 示に基づき保健指導を行 う。	【ストラクチャー】 関係機関(国保連合会、医師会等)との連携 【アウトプット】 受診勧奨対象者への受診勧奨通知発送 保健指導対象者の参加
(3) 生活習慣病 発 症 予 防 (ポピュレー	高血圧予 防意識の 向上	D 市民	健康づくり課、長寿いきがい課、スポーツ健康課と連携し、高血圧予防に必要な情報を提供します。	【ストラクチャー】 関係各課との連携 【プロセス】
ションアプロ ーチ)を目 的とした対 策	糖 尿病 予 防 意 識 の 向上		健康づくり課や長寿いきがい課、スポーツ健康課と連携し、糖尿病予防に必要な情報を提供します。	必要となる情報の提供を行う。

■ **5.2** 実施状況

平成29年10月時点の状況を以下に示します。

実施する保健事業	実施状況(平成29年度)
(1)特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策 特定健診未受診者対策	電話、八ガキによる勧奨を行い、特定健診実施率の向上に努め ています。 (詳細は表 5-1参照)
(2)生活習慣病重症化予防(ハイリスクアプローチ)を目的とした対策 糖尿病性腎症重症化予防事業	関係機関(国保連合会、医師会等)との連携し、受診勧奨 対象者への受診勧奨通知、保健指導対象者の参加勧奨及び 保健指導を実施しています。
	 ①受診勧奨(平成29年10月時点) ①-1 通知書投函 未受診者 102人 受診中断者 12人 ①-2 再勧奨(非常勤からの電話勧奨) 99人 ①-3 強めの勧奨(専門職からの電話勧奨) 5人
	②保健指導(平成29年10月時点) 未計測
(3)生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)を目的とした対策	
高血圧予防意識の向上糖尿病予防意識の向上	健康づくり課との連携し、市民向けに高血圧及び糖尿病予防の必要となる情報(リーフレットなど)の提供を検討しています。

表 5-1 特定健康診査受診 (実施) 率向上対策の実施内容・実施結果 (平成29年度)

40~74歳 平成28年度特定健診を受診、平成29年度(6~8月)未受診の人※電話番号のある人 [内訳] 受電:598件不在:444件拒否:18件 強めの勧奨 電話による勧奨 過去4年間(平成25~28年度)に1度でも健診を受診している人※電話番号のある人 447件電話勧奨	- 107
強めの勧奨	=
	実施
893件電話勧奨 60~64歳 ※電話番号のある人 受電:542件 不在:338件 拒否:7件	=
平成28年度特定健診を 受診、平成29年度(6 〜8月)未受診の人 ※電話番号のない人	
中程度の勧奨勧 奨 通 知 の発送過去4年間(平成25~ 28年度)に1度でも健 診を受診している人 ※電話番号のない人121件発送	
過去4年間(平成25~ 28年度) に1度も健診 を受診していない人	劼奨実
60~64歳 ※電話番号のない人 1,578件発送	
広報誌、ホ	回発行



平成29年度新たに実施した特定健康診査受診(実施)率向上対策

特定健康診査受診(実施)率向上に向け、平成29年度新たに「小・中学生に夏休 みの自由課題で受診勧奨ポスター募集 | 「消防団への受診勧奨 | 「市内スーパー、市 内銀行・郵便局、民生委員、農業委員会への受診勧奨」「町内会への説明(受診率等)」 実施しています。

小・中学生に夏休みの自由課題で受診勧奨ポスター募集

鴻巣市民の方が「健康で元気に活気あるまちづくり」を実現するためにも、生活 習慣病が原因とした疾病の早期発見、予防が医療費の削減にもつながり、重要とな っています。

小中学生にも成人になる前に関心をもち、ご家庭の中での「会話づくり」の一環 となり、その結果、特定健診の受診率の向上につなげることを目的に、市内の小中 学生の夏季休業の自由課題として、特定健診受診勧奨ポスターを募集しました。

ポスター募集内容

- ①健康の大切さについて普及啓発するもの
- ②家族や友人に対し、元気で明るく健康で過ごすことを伝える内容であること
- ③国民健康保険に加入する市民が健康を意識すること が大切であると普及する内容であること
- ④「受けよう!健(検)診!」や「人もまちも健康」 など市のスローガンを使い健診を普及させる内容 であること

応募のあった作品について、鴻巣市役所本庁舎内で 作品展を開催しました。



消防団への受診勧奨

全国では、消防団員が生活習慣病などの素因をも っていたため、災害活動中に、脳血管疾患などを発 病する事例が多く発生しております。

そこで鴻巣市消防団では、地域防災を担う消防団 員の安全と健康を守るため、生活習慣病による疾病 の早期発見、早期治療を実現し、健康増進を図る鴻 巣市健康づくり事業に賛同するとともに、平成29年 6月の分団長会議において、特定健診等の受診を勧 奨しました。

また、平成29年10月に受診状況を把握するため 調査として、国民健康保険特定健診等の受診状況報 告の提出を依頼しました。

					HEE R	
					6(3) 4(4) 144(0) (L)	
	emán	20-1	18-01 EX-	181	*****	minimals
10.00	DE AN	0	4.9	25	(53) A 15	SARE
0.60	268.168	-	0	28	Condition	99:1905H
h.		=	***	28	534-659	
		=	**	281	ESP-639	
1		=	930	28	T09-ATM	
4			939	DM:	204 100	
1		=	418	28	201-A29	
		=	40	0080	200-826	
1		-	9.79	28	200-520	
			410	25	899 150	
4		=	918	26	204 × 20	
16		- 10	4.14	24	THEFT	
11		100	910	26	STORY MINE	
10		-	458	240	T40-4T0	
10			415	94	2011-129	
.00		- 10	4.00	200	207-126	
15		-	4.%	(04)	124-119	
16		-	9.6	84	224 ×29	
10		-	410	**	E34:849	
18		100	415	84	194 129	
10			916	96	E39-3.69	
		-	416	84	E39-899	
n			6.9	24	REPLYES.	
100		=	9.79	24	200-830	
200		=	410	24	WATER AND	
200		-	916	28	600-A50	
(6)		=	-	28	TEN ARE	
36		=	916	28	500 A 100	
20		=	9.70	20	200-A40	
-		=	0.00	28	204-42W	
28		=	14	28	THY-STE	
de		=	13	20	239-629	

馮果巾계的団特定健診寺状况報告書

6 平成30~35年度に実施する保健事業

鴻巣市が重点的に取り組む保健事業(平成30~35年度)の実施計画を以下に示します。 計画期間中間年度である平成32年度に、平成30~31年度に行った事業の評価を行い、評価結果に基づき、必要に応じ平成33~35年度に実施する計画、目標値(平成35年度)の見直しを行います。

■ 6.1 特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策

■ 6.1.1 特定健診受診者の状況

平成25~28年度までの特定健康診査受診対象者の特定健診受診状況を表 6-1に示します。特定健診受診対象者のうち、対象者の44.9%が平成25~28年度の4年間で一度も特定健診を受診していない状況です。

▶ 受診状況

表 6-1 年度別特定健診受診状況(平成25~28年度)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	該当人数(人)	構成比(%)
計					15,068	100.0
1	×	×	×	×	6,772	44.9
2	×	×	×	0	418	2.8
3	×	×	0	×	288	1.9
4	×	×	0	0	356	2.4
5	×	0	×	×	252	1.7
6	×	0	×	0	177	1.2
7	×	0	0	×	178	1.2
8	×	0	0	0	542	3.6
9	0	×	×	×	337	2.2
10	0	×	×	0	121	0.8
11	0	×	0	×	127	0.8
12	0	×	0	0	249	1.7
13	0	0	×	×	238	1.6
14	0	0	×	0	213	1.4
15	0	0	0	×	333	2.2
16	0	0	0	0	4,467	29.6

【データ】KDBデータ

凡例:○受診 ×未受診

<抽出要件>

下記の3つの条件を満たすものを対象とし、集計しています。

- ・国保取得年月日が平成24年4月1日以前
- ・国保喪失年月日が平成29年3月31日以降
- ・年齢が44歳以上75歳未満を対象(平成24~28年において特定健診対象の40歳未満の被保険者を除外)

▶ 特定健診受診・未受診者における生活習慣病治療有無の状況

特定健康診査受診・未受診別の生活習慣病治療有無の状況を図 6-1に示します。 健診対象者のうち57.5%が健診未受診者であり、35.9%が健診未受診者生活習慣病治療中で す。

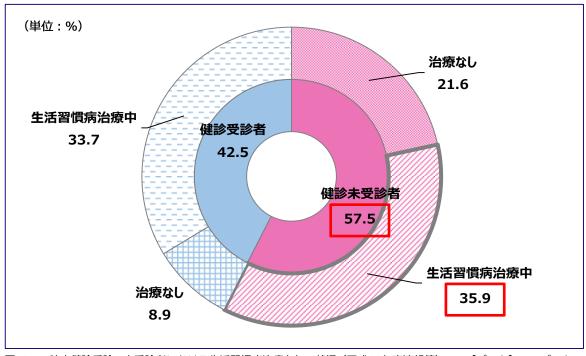


図 6-1 特定健診受診・未受診者における生活習慣病治療有無の状況(平成28年度速報値)

【データ】KDBデータ

■ 6.1.2 実施計画

▶ 対象

下記対象を重点対象者として、適切な受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。 各年度において、勧奨する年齢階層、対象者については、過去の特定健診受診状況を確認し、実施要領にて決定するものとします。

- 未受診者の多い年齢階層
- 受診率の低い年齢階層
- 過去に特定健診を受診している方
- 過去に一度も特定健診を受診していない方
- 継続的に特定健診を受診している方

▶ 実施内容

勧奨方法を「強め」「中程度」「弱め」に分類し、受診勧奨を実施します。

表 6-2 特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策

レベル	向上対策	対象	実施方法
強めの勧奨	電話による勧奨	■ 未受診者の多い年齢階層 ■ 過去に特定健診を受診してい る方	保健師等専門職によ る電話勧奨を実施
	勧奨通知の発送	■ 過去に特定健診を受診していない方■ 受診率の低い年齢階層	特定健診受診勧奨の ハガキを送付
中程度の勧奨	受診促進	40~49歳で過去に一度も特定 健診を受診していない方	特定健診を初めて受診した人に記念品を交付
		継続的に特定健診を受診している方	抽選で100人に記念 品を交付
弱めの勧奨	広報誌、ホームページ、ポスター掲示による広報 「がん検診」又は「健康づくり事業」に関する広報の同時実施	市民 (特定健診対象者含む)	従来実施している啓 発事業のほか、健康づくり課、長寿いきがい 課、スポーツ健康課と 連携し、特定健診を 啓発

▶ 評価方法

実施による成果の確認等、事業の評価指標(平成30~35年度)及び評価方法を表 6-3に示します。

表 6-3 特定健診受診勧奨を目的とした未受診者対策の評価方法

評価の視点	評価指標	評価方法	評価時期
ストラクチャー(実施体制)	各課と連携し、受診案内を実施	連携の状況、実施結果を定期的に確認	実施年度内6~3月
プロセス(実施方法)	目的に応じた受診勧奨対象者選定、実施方法	受診勧奨を実施する 目的にあった対象者を 選定したか否かを確認 実施内容を確認	実施年度内 2~3月
アウトプット (実施量)	①電話勧奨できた割合 【目標値】 70%(電話による勧奨できた人÷対象者) ※平成30~35年度における各年度 ②受診勧奨通知を送付した割合 (通知した数) 【目標値】 100% ※平成30~35年度における各年度	勧奨した人数、発送し た人数を確認	実施年度内 1~3月
アウトカム (成果)	①電話勧奨後の特定健診を受診した割合 【目標値】 15% ※平成30~35年度における各年度 ②特定健診実施率 【目標値】 60%(平成35年度)	受診勧奨通知後、対 象者の特定健診受診 の有無を確認	実施翌年度 6~7月



個別保健事業における評価の実施について

データヘルス計画は、保健事業を計画することにとどまらず、PDCAに沿った保健事業を実施するためには、評価指標を設定し、個別保健事業を評価し、評価結果に基づき見直していくことが重要です。

評価に際しては、ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの4つ の視点に立って多角的に評価を実施します。

評価の視点と評価方法、評価時期

評価視点	評価方法	評価の時期
ストラクチャー (計画立案体制・実 施構成・評価体制)	保健事業を実施する上で無理のない効果 的な体制かなど保健事業を実施するため のしくみや実施体制を評価します。	当該年度
プロセス(保健事業の実施過程)	対象者の選定方法、対象者へのアプローチ 方法(通知方法や保健指導方法等)など保 健事業の目的や目標の達成に向けた過程 (手順)や活動状況を評価します。	当該年度
アウトプット (成果)	事業の参加者数など事業実施量に関する 達成状況を評価します。	当該年度
アウトカム (保健事業の実施 状況・実施量)	実施前後の比較等により成果を評価します。	当該年度(アンケート結果 からの分析) 実施翌年度(健診結果等デ ータによる分析)

6.2 糖尿病性腎症重症化予防事業

■ **6.2.1** 実施計画

「糖尿病性腎症重症化予防事業」を継続し、実施します。

▶ 対象·実施内容

表 6-4 糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者・実施内容

区分	対象	実施内容
受診勧奨	 ■未受診者 特定健診データから、次の①、②の両方に 該当する者 ①空腹時血糖126mg/dl(随時血糖 200mg/dl)以上 または HbA1c(NGSP)6.5%以上 ②eGFR が基準値(60ml/分/1.73㎡) 未満 ■受診中断者 レセプトデータから糖尿病性腎症で通院 歴のある患者で最終の受診日から6か月 経過しても受診した記録がない者 	対象者を選定し、勧奨通知の発送、電話による勧奨を実施
保健指導	レセプト・健診データから糖尿病性腎症の病期 が第Ⅲ期、第Ⅲ期及び第Ⅳ期と思われる者	保健指導が必要な者に対して、かかりつけ医と連携し、委託業者が保健指導を実施

▶ 評価方法

表 6-5 糖尿病性腎症重症化予防事業の評価方法

評価の視点	評価指標	評価方法	評価時期
ストラクチャー (実施体制)	埼玉県国保連合会と連携し、受診 案内を実施	連携の状況、実施結 果を定期的に確認	実施年度内 7~3月
プロセス (実施方法)	目的に応じた勧奨対象者選定、事業の実施	受診勧奨を実施する目 的にあった対象者を選 定したか否かを確認 実施内容を確認	実施年度内 2~3月
アウトプット (実施量)	①受診勧奨実施者数 ②保健指導した人数	受診勧奨、保健指導し た人数を確認	実施年度内 1~3月
アウトカム(成果)	①受診勧奨を実施した人のうち、 医療機関へ受診した割合 【目標値】 ①15% ※平成30~35年度における各年度 (H28年度実績 受診勧奨者数 80人 医療機関受診9人) ②対象者のうち保健指導に参加 した割合 【目標値】 40% ※平成30~35年度における各年度 (H28年度実績 対象者数303人 医療機関受診48人)	受診勧奨通知後に対 象者の医療機関受診 の有無を確認	実施翌年度 10~12月

■ 6.3 生活習慣病重症化予防(ハイリスクアプローチ)事業

■ 6.3.1 高血圧リスク保有者、高血圧症患者の状況

▶ 高血圧リスク保有者、高血圧症患者の状況

平成27年度特定健診受診者における高血圧リスク保有者2,660人(8.7%)、高血圧に関する服薬者2,343人(7.7%)、平成27年度特定健診未受診者のうち高血圧症患者は40歳以上4,631人(15.2%)、40歳未満の高血圧症患者は81人(0.3%)でした。

鴻巣市被保険者全体における高血圧症患者、高血圧リスク保有者、高血圧服薬者の割合は9,715人(31.9%)に相当します。

表 6-6 高血圧症患者、高血圧リスク保有者の状況(平成28年度)

【データ】KDBデータ

	年齢階層	特定健診受診	有所見	服薬	医療機関への 受診	人数(人)	割合 (%)	
1	40歳未満	_	_	_	受診	81	0.3	
2	┰℧叔戏╱下/両				未受診	6,694	22.0	
3	***************************************		あり	_	_	2,660	8.7	
4		受診	なし	あり	_	2,343	7.7	
5	40歳以上		<i>7</i> 4.0	なし	_	4,278	14.1	
6		未受診		_	受 —		4,631	15.2
7		小文 砂			未受診	9,757	32.0	
	合 計					30,444	100.0	
高血					9,715	31.9		

[※]平成29年5月時点のKDBデータを集計

[※]有所見:収縮期血圧の検査値が140mmHg以上もしくは拡張期血圧の検査値が90mmHg以上のもの

[※]医療機関への受診:主傷病「高血圧症」受診者を集計

▶ 高血圧症の重症度別受診有無別状況

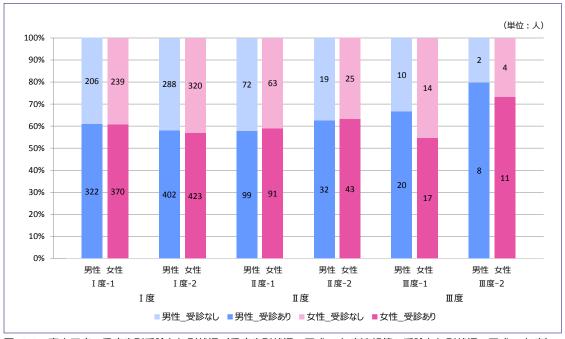


図 6-2 高血圧症の重症度別受診有無別状況(重症度別状況:平成28年度速報値、受診有無別状況:平成28年度)

【データ】KDBデータ

高血圧 I 度、Ⅱ度、Ⅲ度の基準値は日本高血圧学会の「高血圧治療ガイドライン2014年度版」で定められた基準値に基づいています。

※グラフ内の数値は対象者の人数

図 6-2では上記の基準をさらに詳細に分類し、集計しています。

・I 度-1:収縮期血圧:140~149 拡張期血圧:90~94 ・I 度-2:収縮期血圧:150~159 拡張期血圧:95~99 ・Ⅱ度-1:収縮期血圧:160~169 拡張期血圧:100~104 ・Ⅱ度-2:収縮期血圧:170~179 拡張期血圧:105~109 ・Ⅲ度-1:収縮期血圧:180~189 拡張期血圧:110~114 ・Ⅲ度-2:収縮期血圧:190以上 拡張期血圧:115以上

■ 6.3.2 実施計画

健診結果において高血圧有所見者のうち、リスクのある者に対し、保健指導を行い、生活習 慣病重症化の予防を行います。

▶ 対象·実施内容

表 6-7 生活習慣病重症化予防 (ハイリスクアプローチ) 事業の対象者・実施内容

区分	対象	実施内容
受診勧奨	「高血圧治療ガイドライン2014年度版」で定め られた基準値に基づき、高血圧有所見者	勧奨通知を発送し、医療機関への 受診を促すため、健康相談利用 勧奨を実施
健康相談	受診勧奨通知者	定期的に開催している健康相談に て、保健指導を実施

▶ 評価方法

表 6-8 生活習慣病重症化予防 (ハイリスクアプローチ) 事業の評価方法

評価の視点	評価指標	評価方法	評価時期
ストラクチャー (実施体制)	健康づくり課と連携し、健康相談利 用勧奨を行い、保健指導を実施	連携の状況、実施結果を定期的に確認	4月~3月
プロセス(実施方法)	目的に応じた利用勧奨対象者選定、事業の実施	受診勧奨を実施する目 的にあった対象者を選 定したか否かを確認 実施内容を確認	4月~12月
アウトプット (実施量)	健康相談にて保健指導を実施した人数	受診勧奨、保健指導した人数を確認	4月~12月
アウトカム (成果)	利用勧奨実施者のうち、保健指導した人	実施対象者の保健指 導実施の有無	12月

6.4 生活習慣病発症予防(ポピュレーションアプローチ)事業

■ 6.4.1 実施計画

▶ 実施内容

■ 高血圧による生活習慣病リスク等の普及啓発

健康づくり課、スポーツ健康課、長寿いきがい課と連携し、各課で実施している事業のなかで減塩やバランス食、健康運動等の高血圧による生活習慣病リスク等に関する周知啓発を行います。

■ 糖尿病による生活習慣病リスク等の普及啓発

健康づくり課、スポーツ健康課、長寿いきがい課と連携し、各課で実施している事業のなかでバランス食や健康運動等の糖尿病による生活習慣病リスク等に関する周知啓発を行います。

▶ 評価方法

表 6-9 生活習慣病発症予防事業の評価方法

評価の視点	評価指標	評価方法	評価時期
ストラクチャー(実施体制)	健康づくり課、スポーツ健康 課、長寿いきがい課と連携す る。	連携の状況、実施結果を定 期的に確認	実施年度内 8~3月
プロセス(実施方法)	目的に応じた普及啓発の実施方法	生活習慣病発症予防のための目的にあった普及啓発を実施したか否かを確認	実施年度内 2~3月
アウトプット	健康づくり課、スポーツ健康課、長寿いきがい課と連携、情報共有を目的に連絡会議を開催する。 【目標値】	連携の状況、実施結果を定	実施年度内
(実施量)	年3回開催(2か月1回) ※平成30〜35年度における 各年度	期的に確認	8~3月

■ 6.4.2 保険者努力支援制度への取組

医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度として、市町村国保では新たに保険者努力支援制度を創設し、平成28年度から、市町村に対して特別調整交付金の一部を活用して前倒しで実施しています(平成30年度から本格実施)。

保険者努力支援制度に設定された評価指標ごとの加点項目に対応するための保健事業の推進及び実施に向けた検討を行います。

介護部門である長寿いきがい課等との他の部課署との連携により、推進していく必要がある「地域包括ケア推進の取組」の基本的な考え方を以下に示します。

▶ 地域包括ケア推進の取組

健康課題を解決するために実施する保健事業のほか、被保険者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりを目指し、地域包括ケアを推進するための基盤の構築に向け、介護部門である長寿いきがい課と連携し、推進していきます。

column

鴻巣市在宅医療•介護連携推進会議

平成26年の介護保険法の改正により、介護保険の地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられました。これは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の会計者の連携を推進しようとするものです。

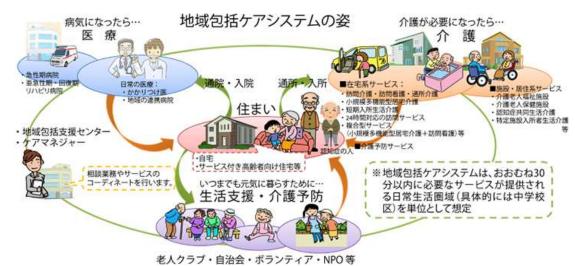
本市では、「鴻巣市在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、医療・介護関係機関の 連携を促進するための課題抽出と、その解決策の検討を行っています。

在宅医療・介護連携推進会議にて実施・検討する内容を以下に示します。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握
- (2) 在宅医療と介護の連携に関する課題の抽出及び対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築の推進
- (4) 医療及び介護関係者間の情報共有に対する支援
- (5) 在宅医療と介護の連携に関する相談への支援
- (6) 医療及び介護関係者の研修の実施
- (7) 地域住民への在宅医療と介護の連携に関する情報の普及啓発
- (8) 在宅医療及び介護連携に係る関係市町村の連携
- (9) その他医療及び介護の連携に必要な事業

■ 医療及び介護関係者の研修の様子





厚生労働省資料より

▶ 平成30年度保険者努力支援制度(市町村分)の評価指標(地域包括ケア推進の取組)

表 6-10 地域包括ケア推進の取組状況 (平成30年度保険者努力支援制度 (市町村分) の評価指標)

達成基準

国保の視点から地域包括ケアの推進に資する下記の取組を国保部局で実施しているか。

- ①地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まいなど部局横断的な議論の 場への国保部局の参画(庁内での連携)
- ②地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画または個々の国保被保 険者に対する保健活動・保健事業の実施状況について、地域の医療・介護・保健・福祉サ ービス関係者との情報共有の仕組み(外部組織との連携)
- ③KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出
- 例)KDBで要支援・介護の要因を分析し、その要因に重点的に受診勧奨・保健指導を実施する等
- ④国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康 づくりにつながる住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施
- ⑤国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施
- ⑥後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業の実施

7 鴻巣市第3期特定健康診査等実施計画

■ 7.1 鴻巣市第2期特定健康診査等実施計画の振り返り

■ 7.1.1 国の定めた目標値

厚生労働省は、第1期計画の策定時、「平成27年度には、同20年度と比較して、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を25%減少させる」ことを政策目標として掲げており、平成29年度までの第2期目標としても同様の25%減少を掲げています。

上記の目標を国全体で達成するため、平成29年度における市町村国民健康保険の目標値を表 7-1に示します。

表 7-1 第2期の市町村国保目標

項目		平成29年度までの市町村国保目標
字佐に即す	特定健康診査実施率	40~74歳の被保険者の特定健康診査の実施率を 60%にする。
実施に関すりる目標	特定保健指導実施率	当該年度に特定保健指導(動機付け支援及び積極的支援)の対象とされた者に対する特定保健指導の実施率を60%にする。
成果に関する目標	メタボリックシンドロームの該当 者及び予備群の減少率	平成20年度と比較した内臓脂肪症候群の該当者及 び予備群の減少率を25%以上とする。

■ 7.1.2 鴻巣市の目標

第1期計画期間の実施率の実績や、国が定めた目標値を参考として、鴻巣市では、第2期計画期間の達成目標値について表 7-2に示す数値を設定しました。

表 7-2 第2期特定健康診査等実施計画の目標値

(単位:%)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査実施率	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
特定保健指導実施率	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0

7.1.3 第2期特定健康診査等実施計画の実施状況

▶ 特定健康診査実施率、特定保健指導実施率

平成24~28年度までの特定健康診査実施率、特定保健指導実施率を表 7-3、メタボ予備 群者、メタボ該当者の状況を表 7-4に示します。

表 7-3 第2期特定健康診査等の実施率

(単位:%)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健康診査実施率	39.8	40.1	41.9	43.0	43.4
特定保健指導実施率	14.5	23.6	16.0	13.3	16.4

【データ】法定報告データ

▶ メタボ該当者・予備群者の状況

表 7-4 メタボ該当者・予備群者の割合

(単位:%)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
メタボ予備群・メタボ該 当率	25.2	25.3	25.5	25.7	27.2
メタボ該当率	14.3	14.9	15.0	14.9	16.1
メタボ予備群該当率	11.0	10.4	10.5	10.9	11.1

【データ】法定報告データ

7.2 鴻巣市第3期特定健康診査等実施計画

■ 7.2.1 特定健康診査・特定保健指導実施率(目標)

第2期計画期間の実施率の実績や、国が定めた目標値(平成35年度に特定健康診査実施率60%、特定保健指導実施率60%)を参考とし、第3期計画期間の達成目標値について設定します。

計画期間中間年度である平成32年度に、平成30~31年度に行った実施状況を確認し、必要に応じ平成33~35年度に実施する計画、目標値(平成33~35年度)の見直しを行います。

表 7-5 第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画の目標値

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査実施率	45.0	47.0	50.0	53.0	56.0	60.0
特定保健指導実施率	20.0	25.0	30.0	40.0	50.0	60.0

■ 7.2.2 特定健康診査の対象者数·目標実施者数(推計)

平成24~28年度国保被保険者数の伸び率をもとに平成30~35年度の特定健康診査対象者数を算出しています。

▶ 対象者数(見込み)

表 7-6 特定健診対象者数

(単位:人)

		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
男性	40~64歳	3,930	3,779	3,630	3,511	3,419	3,354
	65~74歳	6,920	6,752	6,619	6,420	5,935	5,448
	計	10,850	10,531	10,249	9,931	9,354	8,802
女性	40~64歳	4,480	4,294	4,120	3,997	3,901	3,810
	65~74歳	7,853	7,717	7,769	7,611	7,118	6,609
	計	12,333	12,011	11,889	11,608	11,019	10,419
計	40~64歳	8,410	8,073	7,750	7,508	7,320	7,164
	65~74歳	14,773	14,469	14,388	14,031	13,053	12,057
	計	23,183	22,542	22,138	21,539	20,373	19,221

▶ 目標実施者数

表 7-7 特定健診目標対象者数

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
目標受診率(%)	45.0	47.0	50.0	53.0	56.0	60.0
対象者数(人)	23,183	22,542	22,138	21,539	20,373	19,221
目標実施者数(人)	10,432	10,595	11,069	11,416	11,409	11,533

■ 7.2.3 特定保健指導の対象者数・目標実施者数(推計)

特定保健指導対象者数は、特定健診実施者数(見込み)に発生率((特定保健指導(積極的支援、動機付け支援)対象者)÷(特定健診実施者))を乗じて算出しています。

発生率は、平成27年度の特定保健指導(積極的支援、動機付け支援)対象者数と特定健 診実施者から算出しています。動機付け支援対象者の発生率は8.2%、積極的支援対象者の 発生率は1.5%、特定保健指導対象者の発生率は9.7%です。

特定保健指導目標実施者数は、特定保健指導対象者数(見込み)に目標実施率を乗じ、算出しています。

▶ 対象者数(見込み)

表 7-8 特定保健指導対象者数

(単位:人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健診目標実施 者数	10,432	10,595	11,069	11,416	11,409	11,533
動機付け支援対象 者数	855	869	908	936	936	946
積極的支援対象者 数	156	159	166	171	171	173
合計	1,011	1,028	1,074	1,107	1,107	1,119

▶ 目標実施者数

表 7-9 特定保健指導目標実施者数

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
目標実施率(%)	20.0	25.0	30.0	40.0	50.0	60.0
動機付け支援実施 者数(人)	171	218	272	375	468	568
積極的支援実施者 数(人)	31	40	50	68	86	104
合計(人)	202	258	322	443	554	672

7.3 特定健康診査の実施方法

▶ 対象者

鴻巣市国民健康保険被保険者のうち、実施年度中に40歳以上74歳となる者(実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む)とします。

なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者は、上記対象者から除きます。

▶ 実施方法

国民健康保険被保険者が健診対象者のため、随時受診可能な場所を確保するとともに、かかりつけ医での受診を可能にするという観点から、市内医療機関に委託を行い実施する個別健診とします。

▶ 実施項目

「1:基本的な健康診査項目」、「2:詳細な健康診査項目」及び「3:追加健診項目」は下記のとおり実施します。「2:詳細な健康診査項目」は、一定の判断基準の下、医師が必要と判断した場合に実施します。

1:基本的な健康診査項目

- ①質問項目(既往歴、服薬歴、喫煙習慣等)
- ②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ③理学的検査(身体診察、自覚症状、他覚症状)
- ④血圧測定
- ⑤血液検査

a脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)

b肝機能検査

 $(AST(GOT), ALT(GPT), \gamma -GT(\gamma -GTP))$

- c血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)
- ⑥尿検査(尿糖、尿蛋白)

2:詳細な健康診査項目…医師の判断による追加項目

表 7-10 医師の判断による追加項目

追加項目	実施できる条件(判断基準)
貧血検査(ヘマトクリット値、血色素 量及び赤血球数の測定)	貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者
心電図検査(12誘導心電図)	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg又は問診 等で不整脈が疑われる者

追加項目	実施できる条件(判断基準)
	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖
	が、次の基準に該当した者
	・血圧:収縮期血圧 140mmHg 以上
	又は 拡張期血圧 90mmHg 以上
眼底検査	·血糖:空腹時血糖値 126mg/dl 以上、HbA1c(NGSP
PRIZNIK EL	値)6.5%以上又は随時血糖値 126mg/dl 以上
	※ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧
	の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認すること
	ができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等
	において、血糖検査の基準に該当する者も含む。
	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖
	が、次の基準に該当した者
血清クレアチニン検査(eGFRによ	・血圧:収縮期血圧 130mmHg 以上
る腎機能の評価を含む)	又は 拡張期血圧 85mmHg 以上
	・血糖 : 空腹時血糖値 100mg/dl、HbA1c(NGSP
	値)5.6%以上又は随時血糖値100mg/dl以上

3:追加健康診查項目

- ①腎機能検査(尿酸、尿潜血)
- ②血液検査(HbA1c)

▶ 実施場所

市内委託医療機関

▶ 実施時期

特定健康診査の実施時期は別に定め、年度当初に公表します。

▶ 自己負担額

鴻巣市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱に基づいて特定健康診査を受診する者から自己負担額を徴収するものとします。

▶ 外部委託の有無及び外部委託基準

特定健康診査実施率向上を図るため、利用者の利便性に配慮した健康診査を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が必要です。鴻巣市では、自ら直営にて実施するだけの人員・設備を抱えていないため外部へ委託して実施します。

そのため、委託先における健康診査の質を確保することが不可欠です。厚生労働大臣が告示にて定める特定健康診査の外部委託に関する基準に即して、以下のような委託基準を定めます。

- ① 人員に関する基準
- ② 施設、設備等に関する基準
- ③ 精度管理に関する基準
- ④ 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準
- ⑤ 運営等に関する基準

▶ 選定方法

特定健康診査の実施は市内医療機関に委託をして行うため、実施機関の選定は鴻巣市医師会との随意契約とします。

► 案内·周知方法

特定健康診査の案内については、市が発行する特定健康診査受診券を、対象者に個別に送付します。特定健康診査を受診しようとする者は、受診券及び国民健康保険被保険者証を提示することにより受診することができるものとします。また、未受診者に対しては受診勧奨を行うものとします。

特定健康診査に関しては、市の広報紙・ホームページ、国保だより等により周知を図るほか、 市内で行われる各種イベントにおいてチラシを配布する等の周知活動を行います。また、当該 年度の受診に関するスケジュール・受診機関等の案内に関しても、市の広報紙・ホームペー ジ、国保だより等により周知を図ります。

▶ 情報提供

自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、 生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健康診査結果の提供にあわせて、個人の生活習慣や その改善に関する基本的な情報を提供します。

■ 7.4 特定保健指導の実施方法

▶ 対象者の選定と階層化

特定健康診査結果から、特定保健指導を実施する対象者を明確化し、リスクに応じて対象者をグループに分類し、各々のグループに対して必要な指導レベルの特定保健指導を実施します。

階層化は以下の手順に沿って行います。

ステップ1 内臓脂肪蓄積に着目してリスクを判定し、下記の2種類の条件に分類する

I:腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上

Ⅱ: 腹 囲 男性85cm未満、女性90cm未満 かつ BMIが25以上

ステップ2

- ① 血 糖(※) 空腹時血糖値100mg/dl以上またはHbA1cの場合5.6%以上
- ② 脂 質 中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③ 血 圧 収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上
- ④ 質問票 喫煙歴あり(①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)
- ※ 空腹時血糖値及びHbA1c(NGSP値)の両方で測定している場合は、空腹時血糖値を 優先します。

ステップ3 ステップ1、2から保健指導対象者をグループ分け

I の条件: ①~④のリスクのうち

追加リスクが

積極的支援レベル 2以上の対象者は 1の対象者は 動機づけ支援レベル 情報提供レベル 0の対象者は

Ⅱの条件:①~④のリスクのうち

追加リスクが 3以上の対象者は

積極的支援レベル 動機づけ支援レベル 1または2の対象者は 情報提供レベル 0の対象者は

ステップ4

- ・ステップ2の中で、糖尿病、高血圧又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者 は対象としない。
- ・前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機 付け支援とします。

▶ 保健指導の内容

1:情報提供

生活習慣病の特性や生活習慣の改善に関する基本的な理解を支援する。また、対象者と 共に健診結果を確認し、健診結果が示唆する健康状態について、対象者自身が理解できる よう説明します。

2:動機付け支援

生活習慣の改善に対する個別の目標を設定し、自助努力による行動変容が可能となるよう な動機付けを支援します。

≪具体的な内容≫

【初回面接】

1人当たり20分以上の個別面接、又は1グループ(1グループはおおむね8名以下)当たり80 分以上のグループ面接により支援を行います。

【実績評価】

面接や電話等により、行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に 変化が見られたかどうかについて3~6か月経過後に評価を行います。

3:積極的支援

準備段階に合わせて個別の目標を設定し、具体的で実現可能な行動の継続を支援しま す。

≪具体的な内容≫

【初回面接】

1人当たり20分以上の個別面接、又は1グループ(1グループはおおむね8名以下)当たり おおむね80分以上のグループ面接により支援を行います。

【3か月以上の継続的な支援】

ポイント制に基づき、3か月以上継続的に電話、電子メール等を利用した支援を行います。

【実績評価】

面接や電話等により、行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に 変化が見られたかどうかについて3~6か月経過後に評価を行います。

▶ 特定保健指導対象者の重点化

階層化基準に基づき選定した対象者が多数等の場合、生活習慣の改善により期待できる 予防効果などを考慮し、以下の優先順位をもとに絞込みを行います。

- 年齢が比較的若い対象者
- ・健康診査結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け 支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健康診査結果が前年度と比較して悪 化している対象者
- ・質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者
- ・前年度、積極的支援及び動機付け支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者
- •市が策定する独自除外基準を参考にして対象とされた者

▶ 実施場所

市内施設等

▶ 実施期間

特定健康診査結果に基づき、特定健康診査が終了した概ね翌々月から随時実施します。

▶ 自己負担額

特定保健指導の自己負担額は、無料とします。

▶ 外部委託の有無及び外部委託基準

特定保健指導実施率向上を図るため、利用者の利便性に配慮した保健指導を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が必要です。鴻巣市では、自ら直営にて実施するだけの人員・設備を抱えていないため外部へ委託して実施します。

そのため、委託先における保健指導の質を確保することが不可欠です。厚生労働大臣が告示にて定める特定保健指導の外部委託に関する基準に即して、以下のような委託基準を定めます。

- ① 人員に関する基準
- ② 施設、設備等に関する基準
- ③ 特定保健指導の内容に関する基準
- ④ 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- ⑤ 運営等に関する基準

▶ 選定方法

特定保健指導の実施は外部機関に委託をして行います。実施機関の選定方法は総合評価方式または随意契約とします。

▶ 案内·周知方法

特定保健指導の案内については、特定保健指導利用券を対象者に送付します。特定保健 指導を利用しようとする者は、利用券及び国民健康保険被保険者証を提示することにより利用 することができるものとします。

特定保健指導の周知に関しては、市の広報紙・ホームページ、国保だより等を利用し、特定保健指導を受けることの重要性について周知を図ります。

利用者に対する特定保健指導の周知については、利用券送付時の案内通知を利用し、特定保健指導を受けることの重要性について周知を図ります。

7.5 その他実施にあたっての留意事項

■ 7.5.1 実施における年間スケジュール

特定健康診査の実施時期は別に定めます。特定保健指導は特定健康診査結果に基づき、 特定健康診査が終了した概ね翌々月から随時実施します。

■ 7.5.2 事業者健診等の健診受診者のデータ収集及び保健指導

鴻巣市の実施する人間ドック等や事業主健診等他の法令に基づく健診の結果を受領することにより、その結果のうち、特定健康診査の実施項目と重複する部分については、鴻巣市での 実施が不要となることから、それら他の健診結果があるならば確実に受領を行い、特定健康診 査受診者とみなします。

人間ドック等や他の法令に基づく健診結果の受領方法として、受診者へ呼びかけて健診結果を提出してもらうこととなりますが、呼びかけの方法として

- ①特定健康診査の受診案内送付時に、他の健診を受けている場合には受診結果を提出していただけるよう案内を同封する
- ②広報等で健診結果を提出していただけるよう周知する 等を検討します。

■ 7.5.3 集合契約及び代行機関

鴻巣市では特定健康診査・特定保健指導の実施について、外部へ委託することにより、効率的・効果的な事業の実施や、利用勧奨などの場面で専門知識の授受の提供を受けられることから事業を委託し実施するものとします。

1:特定健康診査

市内医療機関を実施場所とするため、鴻巣市医師会と契約を締結します。

2:特定保健指導

市内施設を実施場所とするため、外部の機関で実施可能な組織と契約を行います。

3:代行機関

代行機関とは、特定健康診査及び特定保健指導における決済や受領データのチェックに 関わる事務負担を軽減するために、保険者からの委託に基づき代行処理を行う機関のことで、 鴻巣市国民健康保険の場合は、埼玉県国民健康保険団体連合会が指定の代行機関となりま す。

■ 7.5.4 受診券及び利用券

受診券及び利用券は、対象者が鴻巣市の契約する実施機関で受診するために必須ですので、対象者に迅速に発券・配布するために次のように定めます。

1: 様式等

受診券及び利用券の様式は、すべての保険者が同じサイズやレイアウト、記載事項の並びで作成することが定められているため、国の定める標準様式に沿った様式とし、詳細は鴻巣市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱にて定めます。

また、受診機関リストや受診案内等も同封することが想定されるため、封筒での送付を想定し、両面印刷の様式とします。

2:交付時期等

特定健康診査は受診対象者が年度当初には確定するため、確定後に一括で交付をします。

特定保健指導は、健康診査データの受け取った以降に特定保健指導対象者を抽出して、利用券を発行することになるため、随時交付とします。

8 その他円滑な事業実施のための事項

■ 8.1 特定健康診査·特定保健指導実施率の向上

■ 8.1.1 がん検診等との連携

鴻巣市が実施する各種がん検診等についても、健康づくり課と連携を図りながら、国民健康 保険被保険者が利用しやすい体制を目指します。

■ 8.1.2 後期高齢者医療制度の健康診査

75歳以上の後期高齢者医療制度の健康診査は、医療保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託により、鴻巣市国民健康保険が実施する特定健康診査等の体制を利用して実施します。

■ 8.1.3 健康診査を受けたくなる仕掛けの導入

国民健康保健被保険者が主体的に特定健診を受診することを促進する仕組みを検討していきます。

具体的には受診をすることにより何らかのインセンティブが得られる仕組み等を検討します。 また、国民健康保険被保険者が継続して特定健康診査を受診していくことも重要であるため、経年的な受診結果が分かるよう、特定健康診査について充実した情報提供を行うことを検討します。

■ 8.2 生活習慣病予防対策

■ 8.2.1 循環器等健康診査

生活習慣病予防対策として、市が独自の要綱として定める循環器等健康診査を、特定健康 診査を受診する対象者全員に実施することとします。

ア 貧血検査(赤血球、血色素(ヘモグロビン値)、ヘマトクリット値)

イ 心電図検査

ウ クレアチニン

■ 8.2.2 かかりつけ医を持つ等、自己管理の推進

まず生活習慣病にならないよう自己管理を進めるため、かかりつけ医を持つことを周知・啓発します。また、人間ドック・脳ドックの助成を推進することにより、国民健康保険被保険者自らが自己管理をできるような体制づくりを進めます。

9 データヘルス計画の運用

■ 9.1 データヘルス計画の評価と運用

計画した保健事業をより実効性の高いものとするため、各保健事業の実施状況を確認し、 平成35年度中に事業の評価を行い、評価した結果を次期のデータヘルス計画へ反映しま す。

■ 9.2 計画の公表・周知

データヘルス計画は、鴻巣市ホームページへ掲載するなど、自由に閲覧できるようにします。

■ 9.3 個人情報の保護

データヘルス計画の策定・実施において、個人情報の保護に関する法律、鴻巣市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めます。

今般、データヘルス計画を実施するにあたり、個人情報の取り扱いについて、その利用目的をできる限り特定し、被保険者に分かりやすい形で通知します。ホームページへの掲示、広報紙等で公表し、個人データの利用について本人が容易に知り得る状態とします。

■ 9.4 実施における留意事項

医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度として、国は新たに保険者努力支援制度を創設し、平成30年度から本格実施されます。保険者努力支援制度に設定された保健事業に関する項目も踏まえつつ、事業の推進及び実施に向けた検討を行います。

10 資料

■ 10.1 分析使用データ

該当頁	図表	出典
6	表 2-1 産業構成率(産業別の就業者の割合)	KDB データ「人口及び被保険者の状況」
7	表 2-2 鴻巣市,同規模保険者,埼玉県,全国の高齢化率(平成27年度),健康寿命(平成22年度),死亡率(平成27年度)	KDB データ「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」,「地域の全体像の把握」
8	図 2-2 性別 被保険者の推移(平成24~28年度)	KDB データ「人口及び被保険者の状況」
8	図 2-3 性別 年齢階級別 被保険者構成(平成28年度)	KDB データ「人口及び被保険者の状況」
9	表 2-3 平均年齢の推移(平成24~28年度)	KDB データ「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」
19	表 3-1 総医療費の推移(平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
20	図 3-1 平成24年度を100とした総医療費の推移(入院) (平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
20	図 3-2 平成24年度を100とした総医療費の推移(外来) (平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
21	表 3-3 被保険者1人当たり医療費の推移(平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
21	図 3-3 平成24年度を100とした被保険者1人当たり医療費の推移(入院) (平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
21	図 3-4 平成24年度を100とした場合の1人当たり医療 費の推移(外来)(平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
22	表 3-4 受診率(被保険者千人当たりのレセプト件数) の推移(平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
22	図 3-5 平成24年度を100とした受診率(被保険者千人当たりのレセプト件数)の推移(入院)(平成24~28年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
22	図 3-6 平成24年度を100とした受診率(被保険者千人 当たりのレセプト件数)の推移(外来)(平成24~28 年度)	KDB データ「地域の全体像の把握」
23	表 3-5 疾病別医療費の状況(平成28年度)	KDB データ「疾病別医療費分析(中分類)」
24	図 3-7 疾病中分類別総医療費(上位10疾病)(平成28年度)	KDB データ「疾病別医療費分析(中分類)」
24	図 3-8 疾病中分類別レセプト1件当たり医療費(上位 10疾病)(平成28年度)	KDB データ「疾病別医療費分析(中分類)」
24	図 3-9 疾病中分類別レセプト件数(上位10疾病)(平成28年度)	KDB データ「疾病別医療費分析(中分類)」
25	表 3-6 男性・年齢階層疾病別医療費の状況 (平成28年度)	KDB データ「疾病別医療費分析(中分類)」
26	表 3-7 女性・年齢階層疾病別医療費の状況 (平成28年度)	KDB データ「疾病別医療費分析(中分類)」
28	表 3-9 高額医療受給者が患っている主傷病:総医療費順(平成28年度) (入院)	KDB データ「厚生労働省様式(様式1 – 1) (基準金額以上となったレセプト一覧)」
29	表 3-10 高額医療受給者が患っている主傷病:総医療 費順(平成28年度)	KDB データ「厚生労働省様式(様式1 – 1) (基準金額以上となったレセプト一覧)」

該当頁	図表	出典
30	図 3-10 受診者全体を100として、1%刻みの1人当たり	KDB データ「厚生労働省様式(様式1-1)
30	医療費(平成28年度)	(基準金額以上となったレセプト一覧)」
30	図 3-11 上位5%の受診者における基礎疾患の保有状	KDB データ「厚生労働省様式(様式1-1)
	況 (平成28年度)	(基準金額以上となったレセプト一覧)」
31	図 3-12 後発医薬品の利用率(平成28年4月~平成29 年3月	国保総合システム「数量シェア集計データ」
31	図 3-13 後発医薬品の切替割合(平成28年4月~平成 29年3月	国保総合システム「数量シェア集計データ」
32	図 3-14 平成28年3月差額通知発送分の切替人数	国保総合システム「数量シェア集計データ」
32	図 3-15 平成28年3月差額通知発送分の効果額	国保総合システム「数量シェア集計データ」
34	図 3-16 特定健診実施率の推移(平成23~28年度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結果総括表(TKCA002)」(平成 24~27 年度), KDB データ「健診の状況」(平成 28 年度速報値)
34	図 3-17 年齢階層別特定健診受診率(平成28年度速報)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 28 年度)
36	図 3-18 特定保健指導実施率の推移(平成23〜28年 度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結果総括表(TKCA002)」(平成 23~28 年度)
36	図 3-19 年齢階層別の特定保健指導実施率(平成28年 度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結果総括表(TKCA002)」(平成 28 年度)
37	図 3-20 特定保健指導対象者の割合の推移(平成23~ 28年度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 23~28 年度)
37	図 3-21 年齢階級別特定保健指導対象者の割合(平成 23~28年度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 23~28 年度)
38	図 3-22 内臓脂肪症候群該当者・予備群の割合(平成 23~28年度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 23~28 年度)
38	図 3-23 年齢階級別内臓脂肪症候群該当者・予備群の 割合 (平成28年度)	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 28 年度)
39	図 3-24 有所見者の状況(平成28年度)	KDB データ「厚生労働省様式(様式 6 – 2 ~7) (健診有所見者状況(男女別・年代別)」
40	図 3-25 鴻巣市を基準とした有所見者の状況(男性) (平成27年度)	KDB データ「厚生労働省様式(様式 6 – 2 ~7) (健診有所見者状況(男女別・年代別)」
40	図 3-26 鴻巣市を基準とした有所見者の状況(女性) (平成27年度)	KDB データ「厚生労働省様式(様式 6 – 2 ~7) (健診有所見者状況(男女別・年代別)」
41	図 3-27 腹囲等リスク有無別の健診項目ごとのリスク 保有状況(平成28年度)	KDB データ「特定健診リスクパターン別集計表」
42	図 3-28 男女別飲酒の状況の比較(平成28年度速報)	KDB データ「質問票調査の状況」
42	図 3-29 男女別年齢階層別喫煙の状況の比較(平成28 年度速報)	KDB データ「質問票調査の状況」
43	図 3-30 要介護認定率の状況(平成28年度)	KDB データ「医療・介護の突合(要介護認定率)」
43	図 3-31 介護サービス給付費の状況(平成28年度)	KDB データ「医療・介護の突合(居宅サービス・ 施設サービス)」
44	図 3-32 要介護認定者の有病状況(平成28年度)	KDB データ「医療・介護の突合(有病状況)」
44	図 3-33 要介護認定者の有病状況(心臓病)(平成28 年度)	KDB データ「医療・介護の突合(有病状況)」
44	図 3-34 要介護認定者の有病状況(脳疾患) (平成28年度)	KDB データ「医療・介護の突合(有病状況)」
53	表 6-1 年度別特定健診受診状況(平成25~28年度)	KDB データ「被保険者管理台帳」
54	図 6-1 健診受診・未受診者における生活習慣病治療有無の状況(平成28年度)	KDB データ「健診ツリー図」
60	表 6-6 高血圧症患者、高血圧リスク保有者の状況(平成28年度)	KDB データ「被保険者管理台帳」、「保健指導対象 者一覧」
61	図 6-2 高血圧症の重症度別受診有無別状況(重症度別 状況:平成28年度速報、受診有無別状況:平成28年度)	KDB データ「健診ツリー図」

10 資料

該当頁	図表	出典
67	表 7-3 第2期特定健康診査等の実施	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 24~28 年度)
67	表 7-4 メタボ該当者・予備群者の割合	法定報告データ「特定健診・特定保健指導実施結 果総括表(TKCA002)」(平成 24~28 年度)

後記

鴻巣市では、平成28年度よりデータヘルス計画策定にむけ、計画策定検討委員会を設置しました。健康づくり部で所管する健康づくり課、スポーツ健康課、長寿いきがい課、国保年金課で構成しました。国保年金課で事務局を担い、策定する過程の中では、衛生担当や健康増進担当、介護担当がそれぞれの立場から意見を出し合いました。策定にあたり検討委員会を設置したことは、データヘルス計画作成するうえで、アピールする点になっています。

データヘルス計画を作成する準備行為として、策定支援を委託する業者選定準備から行いました。業者選定仕様書を作成する前に、既に作成されている先行市をいくつか訪問させていただき、委託した内容など、ご教示を受け、データ分析や構成など、委託する内容次第で職員負担になり大変な作業が増えてしまったというような苦労話もうかがえて大変参考になりました。

先行市の方々のアドバイスもあり、鴻巣市の委託内容はデータ分析だけでなく、計画書策定コンサルタントとして、どのように計画書を作成していくのかという提案や、現在の市の保健事業の洗い出し、事業の整理、部内での業務連携実施結果の整理などにいたるまでも内容に含めました。

検討委員会のメンバーも積極的に作業に参加したことで、委託業務であっても市の担当者があま り内容を把握しないなどということがなく、共同作業で行えたなどの感想を持っております。

始めに素案の策定にあたり、KDBデータ、特定健診データ、介護データなどを分析し市の健康 課題を洗い出しました。

その結果、高血圧・糖尿病といった生活習慣病の患者が多いことが結果にあらわれ健康課題と位 置づけました。

データヘルス計画策定の他にも、市の健康スローガンであります「人もまちも健康!」を実現する為、特定健診の受診勧奨について、特別な思いをもって取り組みました。国保年金課の職員が一丸となって、受診勧奨PRを行いました。そんな思いも、このデータヘルス計画の中に特定健診未受診者対策として盛り込みました。

データヘルス計画を策定する過程は、市の健康課題を整理し今後の保健事業を効率よく効果的に 実施するために大変勉強になりました。その経験を活かして「人もまちも健康!」でいられますよ うに事業を実施してまいります。

データヘルス計画策定検討委員会事務局

鴻巣市 データヘルス計画

平成30年3月

発行 埼玉県 鴻巣市 企画・編集 鴻巣市健康づくり部

埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321 FAX 048-541-4023